

令和7年第10回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和7年12月11日

閉会 令和7年12月16日

熊本県球磨郡湯前町

令和7年第10回定例会

会 期 令和7年12月11日(木) から 6日間
令和7年12月16日(火) まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
12	11	木	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、同意、一般質問
	12	金	休 会		13:30 企画経済建設常任委員会 15:30 総務厚生文教常任委員会
	13	土	休 庁		
	14	日	休 庁		
	15	月	休 会		出納検査
	16	火	本会議	午前10時	一般質問、議案審議

第 1 号

12 月 11 日 (木)

令和7年第10回湯前町議会定例会

[第1号]

令和7年12月11日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	同意第11号	湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 6		一般質問

2. 応招議員

1番	田山幸平	2番	吉田精二
3番	西靖邦	4番	遠坂道太
5番	椎葉弘樹	6番	森山宏
7番	味岡恭	8番	倉本豊
9番	山下力	10番	金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文												
教	育	長	栃	原	秀	総	務	課	長	西	村	洋	一											
税	務	町	黒	木	博	保	健	福	祉	課	長	佐	藤	由	美	子								
建	設	水	高	木	堅	企	画	観	光	課	長	伊	藤	賢	一	郎								
教	育	課	赤	池	寛	農	林	振	興	課	長	兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長	浅	田	徹

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 現在の出席議員は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和7年第10回湯前町議会定例会を開会します。

これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、椎葉議員及び森山議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの6日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（金子光喜君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

まず、議長の公務について報告します。

10月7日、本町グリーンパレスにおいて、球磨郡町村議会議員親善グラウンド・ゴルフ大会及び交流会が開催されましたので、議員と共に参加いたしました。

10月9日、本町において、熊本県町村議会議員研修会がオンラインで開催されましたので、全議員で出席しました。講師に元・大和大学政治経済学部教授田中富雄氏が登壇され、「これからの一般質問のあり方」という演題で、講演がありました。

10月16日、宮崎県庁におきまして、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会要望会が開催されましたので、出席しました。

10月18日、本町においてダイダンの森森林保全活動が行われましたので、西企画経済建設委員長と共に出席しました。

10月21日、人吉市において、10月定例郡議長会議が開催されましたので、出席しました。

10月30日、森林・林業・林産業活性化九州大会が宮崎市で開催されましたので、西企画経済建設常任委員長と共に出席しました。

11月5日から7日にかけて、議員視察研修を行い、全議員で出席しました。1日目は岡山県吉備中央町におきまして吉備中央農業公社を、2日目には徳島県神山町におきまして、地方創生の民間の取り組みについて視察研修を行いました。

11月12日、東京都において、第68回町村議会議長全国大会が開催されましたので、出席しました。翌日から富山県南砺市においてエコビレッジ構想及びSDGsモデル事業の取り組みについて球磨郡町村議会議長会で視察研修を行いました。

11月15日、本町里宮神社において、農産物豊穰感謝祭が行われましたので議員と共に出席いたしました。また、同日、多良木町において、多良木町町制70周年記念式典が開催されましたので、椎葉副議長に出席いただき、本町においてJTの森森林保全活動が行われましたので、西企画経済建設委員長に出席いただきました。

11月18日、上球磨正副議長会主催による、椎葉村・西米良村議会との意見交換会が開催されましたので、椎葉副議長と共に出席しました。会議では、球磨郡公立多良木病院、上球磨消防組合の職員に出席いただき、現状などについて意見交換を行いました。

11月26日、人吉市において、11月定例郡議会議長会議が開催されましたので、出席しました。

12月1日、西米良村において、第70回菊池祭が開催されましたので出席しました。

12月7日、あさぎり町において、第26回球磨人吉ラップ吹奏大会が開催されましたので出席しました。

以上で、議長の報告を終わります。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、同意1件、承認2件、議案12件となります。

一般質問は、4人の議員が通告されております。

続いて、陳情の受理と処理経過及び結果について報告します。

陳情4件を受理しております。

12月3日開催の議会運営委員会において、処理について協議を行い、議長預かりと決定しました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますのでそちらをご覧ください。

なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員から、9月、10月、11月の例月現金出納検査結果報告書が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○1番（田山幸平君） 皆様おはようございます。人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和7年11月27日、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。なお、会期につきましては、11月27日に開会し、翌28日から12月23日までを休会、12月24日を閉会とする28日間に決定しております。当定例会では、認定1件、議案4件の審議が行われました。その中から抜粋して報告いたします。

日程第4、認定第1号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、令和6年度決算特別委員会委員長の報告を受け、質疑・採決を行い、全員一致で認定となりました。

日程第5、議案第12号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、質疑の後、原案どおり可決されました。本議案は、平成26年以降の物価上昇や維持管理コストの増加、県内類似施設との比較を踏まえ、ごみ排出量の抑制と負担の公平化、財政負担の軽減を図るため、ごみ処理手数料を10キログラム当たり100円から150円へ改定するものであります。

続きまして、日程第6、議案第13号、人吉球磨広域行政組合葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、質疑の後、原案どおり可決されました。本議案は、人吉、免田、水上の各斎場でこれまで改定がなく、施設ごとに異なっていた火葬料金や使用区域外料金の取り扱いについて、県内自治体の状況も参考に料金体系を見直し、統一改定するものであります。

最後に、日程第7、議案第14号、人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）については、質疑の後、原案どおり可決されました。本議案は、翌年度当初から業務を実施する必要がある、汚泥再生処理センター薬剤購入ほか8件について、地方自治法第24条に基づき、債務負担行為を設定するものであります。

以上で定例会1日目の審議を終了し、散会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（金子光喜君） 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○3番（西 靖邦君） 皆様おはようございます。球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告をいたします。

令和7年第3回定例会は、12月4日に招集され、会期を1日とし、開会されました。以下、議案3件についてご報告いたします。

1点目、熊本縣市町村総合事務組合が共同処理する交通災害事業から、菊池市が脱退することに伴う規約の変更について審議し、可決されました。

2点目、令和7年度病院事業、介護老人保健施設事業、総合健診センター事業会計の補正予算（第2号）について審議し可決されました。今回の補正により、支出の議決予算額を34万1,000円増額し、総額は49億8,127万5,000円となりました。主な理由としては、職員数の増減や異動、給与改定により、6,024万2,000円の減額補正を行った一方、上半期の黒字決算、1億7,200万円に伴う、期末勤勉手当の支給などの経費として、6,077万1,000円の増額補正を行ったことによるものです。

3点目、令和7年度上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）について審議し可決されました。総務費、一般管理費などで、歳出96万3,000円を減額し、補正後の額は、5,817万8,000円となりました。主な理由は、地域リハビリテーション推進事業の委託料、ケアマネジメント委託料の減額によるものです。

その他の報告です。一般質問では、以下の質問がありました。あさぎり町選出小松議員、病院の経営状況と今後の経営方針並びに職員の就業環境の維持等について。多良木町選出久保田議員、ペイシェントハラスメントの調査結果について、災害医療について。また包括支援センターの町村負担金については、377万8,000円の減額となり、補正後の額は4,401万2,000円です。なお、本町の負担金は101万2,459円の減額となります。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります

○議長（金子光喜君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○8番（倉本 豊君） おはようございます。上球磨消防組合議会の報告を行います。

会期は11月28日、1日限りで開催をされました。

認定第1号において、上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で原案のとおり認定されましたが、ちなみに歳入総額10億7,034万7,000円、歳出総額10億4,453万5,000円でありました。

次に、承認第2号におきまして、専決処分の承認につきましては、上球磨消防組合職員の勤務時間、休業等に関する条例及び上球磨消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、これは10月1日を施行日とするために専決処分を行ったものであります。

次に、承認第3号におきましては、ポンプ車1号車真空ポンプの不具合で緊急に修繕を行う必要があったために専決処分をされたものでございます。

次に、議案第7号におきましては、先ほどからあっております。市町村総合事務組合の共同処理の事務の変更及び規約一部変更についてでございます。

次に、日程第8におきまして、議案第8号で上球磨消防組合火災予防条例の一部改正についてであります。いずれも原案のとおり可決されております。

次に、議案第9号におきまして、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、原案とおり可決されました。

次に、議案10号で上球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されております。

最後に、一般質問が本件初めて2件ございまして、あさぎり町の岩本議員のほうから大型中型免許取得費用について、スキルアップ研修費用について、危険手当と予防業務への手当について、救助訓練等の時間確保について、女性消防員の増員と広報活動についてということで質問がされております。次に、多良木町の落合議員より、緊急出動時における、交通事故防止について、人吉下球磨消防組合との統合、合併と協議の進捗状況について一般質問がなされました。

以上で上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（金子光喜君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（金子光喜君） 日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） おはようございます。

本日からの12月定例議会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第10回湯前町議会定例会に当たりまして、行政報告を行います。なお、主なものだけ申し上げてまいりたいと存じます。タブレットのほうをご覧くださいと思います。

令和7年9月1日、球磨地域振興局におきまして、9月定例町村長会議が開催されましたので出席をしております。会議では、熊本県後期高齢者医療広域連合への令和8年度派遣町村を当初の予定どおり錦町に決定したほか、令和6年度の事業報告と決算を了承。さらには、球磨焼酎組合の原料米対策に関する要望に対し、統一した支援を行うこと、また球磨郡青年団協議会文化祭への後援依頼がありましたので後援することに決定をしております。同日、応接室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席し、第8回議会定例会提出議案の説明を行っております。

2日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道（株）第148回取締役会が開催されましたので出席しました。会議では、川村・肥後西村駅間踏切保安設備機能復旧工事などの災害復旧工事関係を協議しております。

4日、多良木町公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団議会定例

会が開催されましたので出席しました。会議には議案4件、認定5件が上程され、全議案とも原案どおり可決・認定されました。

8日から18日にかけて、第8回湯前町議会定例会が開催されましたので出席し、報告3件、議案9件、認定6件、同意2件、追加議案1件を含めまして提出し、全議案可決・認定・同意をいただいております。

11日、集団検診室におきまして、熊日金婚夫婦表彰状伝達式並びにダイヤモンド婚夫婦表彰式が開催されましたので出席しました。この度の金婚夫婦は3組、ダイヤモンド婚夫婦は4組でございました。

14日、改善センターにおきまして、湯前町敬老会が開催されましたので出席しました。町出身のお笑い芸人エンブン等が出演した寄席など多彩な催しで、町内全域から参加した75歳以上の住民の長寿を祝いましたところでございます。

22日、水上村役場におきまして、奥球磨駅伝競走大会実行委員会が開催されましたので出席しました。会議では、大会要項、参加チーム、交通規制及び警備体制及び役員の最終確認を行っております。

25日、洋会議室におきまして、区長会を開催し、住民生活の課題について協議しました。

26日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和7年9月定例理事会が開催されましたので出席し、令和7年度当初予算編成方針、新ごみ処理施設等について協議を行いました。同日、くま川鉄道全線開通関連イベント実行委員会準備会が開催されましたので出席しました。今後、運行再開に向けた機運を最大限に高めるため、記念式典やイベントが計画されます。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、ドゥ.ヨネザワ企業グループとの包括連携協定について説明を行っております。

29日、議会議場におきまして、湯前中学校3年生による、子ども議会を開催しております。質問事項については、

A班 ワークキャンプについて、高齢者の交通手段について

B班 湯前町の少子化対策について

C班 野良猫対策について、ソーラーライトの設置について

D班 湯前町のSNS活用について、マルシェの開催について

E班 各種検定料の補助について、地域交流の場の設置について

の質問を受けたところでございます。

29日、応接室におきまして、湯前町農業公社理事会が開催されましたので出席をしております。

3日、洋会議室におきまして、辞令交付式を開催し、新規採用職員の6か月条件付き

採用期間終了に伴い、正式採用辞令を発令しました。引き続き、職員全体朝礼を開催し、訓示を行っております。同日、熊本市自治会館におきまして、令和7年度第2回熊本県町村会評議員会が開催されましたので出席しました。会議では、町村会の決算認定を審議したほか、令和8年度熊本県民体育祭に係る市町村負担金等について協議しました。また、令和8年が熊本地震から10年目を迎えるにあたり、犠牲者追悼式を熊本県と市町村共催にての開催が確認されました。同日、令和7年第2回熊本県市町村総合事務組合議会定例会が開催されましたので出席しました。会議では、組合の決算認定を審議したほか、欠員となっていた監査委員の選任が行われました。

5日、上球磨町村一円におきまして、奥球磨駅伝競走大会が開催され、大会副会長として移動監察車に乗車しました。なお、結果につきましては、

【大学・実業団の部】 1位 Nexus 2位 青山学院大学A、3位 青山学院大学B

【高校の部】 九州学院、鳥栖工業高校A、宮崎日大A

でありました。

10日、熊本県庁におきまして、四期成会による、熊本県知事・熊本県議会議長への合同要望会が開催されましたので出席しました。同日、熊本市九州森林管理局におきまして、令和7年度国有林野等所在市町村長有志協議会が開催されましたので出席しました。この協議会は、地域社会と国有林野事業の連携の強化を図り、持って地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的に設立された協議会であります。本町といたしましては、治山対策関係を引き続き要望してまいるところでございます。

14日、球磨地域振興局におきまして、10月定例町村長会議が開催されましたので出席をしております。会議では、管内主軸事業上京要望の内容確認のほか、人吉准看護学院補助金要望の件、熊本県町村会評議員会の結果報告などの協議を行っております。

15日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合10月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、職員採用試験第1次試験合格者の決定をはじめ、追加募集実施の決定、入札等の結果報告、新ごみ処理施設の建設等について協議をいたしました。同日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院開設者協議会が開催されましたので出席しました。

16日、湯楽里におきまして、ゆのまえ温泉湯楽里（株）第3回取締役会が開催されましたので出席しました。

17日、熊本市かたるの森におきまして、湯前町とドウ・ヨネザワ企業グループとの包括連携協定調印式を開催いたしました。協定内容は、インフォメーション&コミュニケーション事業をはじめ、カーライフ事業、ゴルフ事業、ライフ&ウエルネス事業とアウトドア用品販売を営む、熊本市の企業グループですが、健康増進、観光、産業振興、防災

・災害、地域活性化に関して連携してまいります。

10月18日、対象森林におきまして、ダイダンの森ゆのまえ第4回森林保全活動が開催されましたので出席しました。ダイダン株式会社から43名の関係者が来町され、ご来賓とともに、約500平米にわたり下刈りを行っていただきました。

22日、熊本県庁におきまして、肥薩線利用促進・魅力発信協議会要望会が開催されましたので出席しました。この要望会では、令和2年7月豪雨により被災したJR肥薩線において、具体的な議論が開始されていない人吉～吉松間の鉄道による早期復旧について、県知事に対し要望を行いました。

11月1日、レールウイングにおきまして、湯前駅レールウイング複合施設落成式を開催しました。当日は、式典と合わせてイベントを開催し、町内外から多くの来場者にお楽しみいただいたところでございます。

5日、東京都砂防会館別館におきまして、安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催されましたので出席しました。大会終了後、決議された内容は、道路整備促進期成同盟会全国協議会の役員により、高市首相をはじめ政府及び国会、与党役員に対し、要望活動が開催されました。

6日、東京都ザ・キャピタルホテル東急におきまして、九州地方国道整備促進総決起大会が開催されましたので出席しました。九州の国道整備の促進及び道路事業の振興普及に関する要望を決議し、国に要望いたしております。

7日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合11月定例理事会が開催されましたので出席しました。会議では、第4回議会定例会への提出議案、職員採用試験の最終合格者決定などについて協議を行いました。同日、令和7年第2回人吉球磨消防指令事務協議会会議が開催されましたので出席しました。会議では、令和7年度の補正予算と令和8年度当初予算について協議を行いました。同日、令和7年度第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会が開催されましたので出席しました。会議では、第2次共生ビジョンの最終報告、第3次共生ビジョンの令和7年度取り組み内容、新規事業の意向調査等について協議を行いました。同日、球磨地域振興局におきまして、11月定例町村長会議が開催されましたので出席しました。会議では、管内主軸事業上京要望の内容確認、熊本県人事委員会勧告の取り扱い等について協議を行いました。同日、くま川鉄道再生協議会が開催されましたので出席しました。

11月8日、グリーンパレス芝生広場におきまして、2025バイクキャンプミーティング球磨んモンが開催されましたので出席し、地元歓迎挨拶を行いました。会場には県内外から多くのバイクが集結し、本町キャンプ場の魅力発信に繋がっております。

9日、中学校体育館におきまして、湯前中学校「伝統芸能継承活動・文化祭」が開催されましたので出席しました。球磨神楽・東方太鼓踊り・浅鹿野棒踊りの伝統芸能をは

じめ、劇・プレゼン発表・展示鑑賞などが、披露されました。

12日、各省庁におきまして、管内主軸事業上京要望が開催されましたので出席しました。要望先は、農林水産省、国土交通省、総務省、厚生労働省、文部科学省。

本町におきましては、

- ・国道219号交通安全対策（通学緊急対策）事業の促進
- ・一般県道五木湯前線道路整備事業の促進
- ・一般県道幸野染田線道路整備事業の促進
- ・地域優良賃貸住宅建設事業の予算確保
- ・湯前町歴史的風致維持向上計画に基づく事業支援
- ・上水道施設整備にかかる交付金対象事業の要件緩和及び財源措置の拡充
- ・農村地域防災減災事業（ため池整備事業）第二蓑谷地区
- ・水利施設等保全高度化事業 二溝地区、松下・中部地区

を要望しております。

14日、熊本市自治会館におきまして、熊本県後期高齢者医療広域連合会議会全員協議会が開催されましたので出席しました。会議では、第2回定例会の議案等について協議を行っております。また、令和7年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合会議会定例会が開催されましたので出席しました。会議では、令和6年度決算の認定等が行われ、全議案とも可決されております。

15日、芝生広場におきまして、J Tの森 森林保全活動を開催しました。開会式には、木村県知事もご出席いただいております。

16日、須恵文化ホールにおきまして、新ごみ処理施設建設に関する地元説明会が開催されましたので出席しました。

17日、東京都日本消防会館におきまして、（一社）全国過疎地域連盟の第60回総会が開催されましたので出席しました。総会では、令和8年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議が行われ、関係国会議員・地元選出国会議員等に要請活動を行うことになりました。同日、東京都スクワール麴町におきまして、熊本県町村会トップセミナーが開催されましたので出席しました。

19日、東京都NHKホールにおきまして、全国町村長大会が開催されましたので出席しました。大会では、食料およびエネルギーの自給率の向上対策と農山漁村地域の振興を求める特別決議のほか、重点要望15件が決議され、政府及び関係省庁に対し実行運動を行うことになりました。

20日、長崎市サンプリエール長崎におきまして、第4回九州歴史まちづくりサミット in 長崎が開催されましたので出席しました。各認定都市からの発表・パネルディスカッションに登壇し、本町が取り組む歴史的風致事業について説明を行っております。

11月21日、洋会議室におきまして、令和8年度予算編成会議を開催し、基本方針等に関する挨拶を行っております。

23日、あさぎり町ポッポ一館におきまして、新ごみ処理施設建設に関する地元説明会が開催されましたので出席しております。

24日、あさぎり町せきれい館におきまして、新ごみ処理施設建設に関する地元説明会が開催されましたので出席しております。

25日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、8つの議題について説明を行っております。同日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院開設者協議会が開催されましたので出席しました。会議では、経営状況等について協議を行っております。同日、上球磨消防組合におきまして、令和7年第5回上球磨消防組合正副組合長会が開催されましたので出席しました。会議では、令和7年第2回上球磨消防組合議会定例会付議事件及び施設整備更新計画表等について、協議を行いました。

26日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社取締役会が開催されましたので出席し、令和7年度中間決算の報告を受けております。

27日、クリーンプラザにおきまして、人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席しております。同日、人吉球磨広域行政組合議会臨時理事会が開催されましたので出席しました。同日、熊本県家畜市場統合に関する説明会が開催されましたので出席しております。

28日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合議会第2回定例会が開催されましたので出席しております。

29日、水上村みずかみ学園におきまして、水上村合併130周年記念式典が開催されましたので出席しております。

30日、まんが美術館一帯特設会場におきまして、2025 ゆのまえ漫画フェスタを開催しました。メイン会場をレールウイングに移して初の開催となりましたが、大テントの設営が不要、小テントの数も少なく済み、また出演者の楽屋も容易く準備できるなど、イベント開催に関し大きなメリットが確認できたところでございます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（金子光喜君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 同意第11号 湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（金子光喜君） 日程第5、同意第11号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第11号、湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましてのご説明をさせていただきます。

教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 湯前町3092番地 氏名 林敦子さんでございます。

生年月日が昭和42年9月13日のお生まれでございます。

現在教育委員として、3期目としてご活躍をいただいておりますが、議員の皆様ご承知のように人格識見ともにすぐれ、教育委員として適任者であり、継続してお願いしたいということでございます。

地方行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の皆様に同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって討論を省略することに決定しました。

これから、同意第11号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（金子光喜君） ただいまの出席議員は議長を除き9人です。

次に、立会人を指名します。立会人に吉田議員、西議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（金子光喜君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（金子光喜君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。吉田議員、西議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（金子光喜君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票。有効投票9票。無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票です。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第11号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開放]

-----○-----

○議長（金子光喜君） ここで一般質問の準備のために休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時53分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 一般質問

○議長（金子光喜君） 日程第6、「一般質問」を行います。

本定例会では、4名の議員が通告されておりますが、タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。

一つ、稼げる農業の実現を目指す農業施策について、遠坂議員の質問を許します。

○4番（遠坂道太君） 改めましておはようございます。4番議員の遠坂です。ただいま金子議長の許可を受けましたので、通告書にしたがい、一般質問を行います。

一つ、稼げる農業の実現を目指す農業施策について伺います。

農業白書に、日本農業の5つの赤信号という記述があります。それは、①低い農業所得、②低い食料供給力、③弱い国際競争力、④進行する兼業化、⑤高齢化など劣弱な就業構造の5つです。でも、現在の白書の話ではありません。約70年前。1957年の記述です。しかしなぜでしょうか、この課題そのものが解決困難だったかもしれません。施策が不適切・不十分なものであったのでしょうか。見直すべき施策は、1つは、米政策です。長い間、生産調整という基本は維持しています。戦後直後の食糧難の時代に、農産物全体の増産を推し進められました。1961年に設置された農業基本法では、畜産物、果実を増産する選択制拡大という施策が打ち出されました。その背景には、いずれ米が過剰になるという認識があったからです。実際に、米の消費量は1963年の約1,340万トンを一極に減少に転じました。一方、生産量は、技術の進歩や農地開発など、どんどん増加し、1967年に1,400万トンに達しました。この結果、政府が抱える古米在庫は700万トンを超えました。実に国民が消費する米の7か月分です。このような状況の下で、1971年から米の生産抑制する、生産調整施策（減反施策）がスタートし、事実上、今日まで続いています。生産調整は、潜在的な生産力は高い。国内の消費が減少するという前提での施策でした。今後の生産力をどう見積もるか、需要について、外国人観光客による消費や輸出が今後伸びると言いますが、どの程度増加するのか、十分に検証し、政策を決定すべきではないでしょうか。日本の政策・施策は国が行い、県の農業の施策・政策については県が行い、各自治体の農業施策は、各自治体に国県の施策に沿った施策が行われていると思います。そこで、要旨の1の、現在の農業施策は何を課題として取り組んだのか。また成果はどうであったのか、また要旨2の今後の湯前町の農業課題をどう捉えているのかについては関連性がありますので、1つの要旨として質問いたします。まず、現状の湯前町の問題・課題について伺いたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 遠坂議員の現状の湯前町の農業の問題はという質疑に対してお答えさせていただきます。まず本町を含めました日本の農業ですけれども、高齢化、人手不足、それから収益性の低下、それから圃場の分散、物流制約、併せまして気候変動、国際価格競争、輸出の壁など、まさに多重課題に直面しているとされています。また産業構造としまして、自然条件に左右されやすく、収益が安定しにくい点も大きな課題と考えております。併せまして繁忙期の人手不足や作業の見える化・効率化が難しいことも日々の営農における課題と考えております。特に担い手の面では、農業就業人口の高齢化と若年層での就農離れが主な要因となっておりまして、収入の不安定、労働環境、初期投資の大きさなどが、新規就農や若年層の参入障壁となり、慢性的な担い手不足を招いていると考えられます。次に本町におきましては、生産面では中山間地域であり、販売面では、消費地からの距離、そういった地理的条件での課題があり、圃場整備も行われておりますが、現在では区画面積が小さいほうとなっており、併せまして集

落への基幹農作業の受託等も行われているところですが、経営耕地面積、規模別の農家戸数と見ましても、小規模、零細分散型の営農形態が主体であると。或いは、農地の流動化が大きく進んでいかない。また遊休農地の増加や有害鳥獣対策が必要、そういった点も課題になっていると考えております。

○4番（遠坂道太君） ただいま担当課長より、湯前町の農業の問題・課題につきまして、答弁いただきました。答弁の中でも色々と言われておりましたが、整理しますと、やはり、農業従事者の高齢化と後継者の問題、それと耕作放棄地の増加と農地の集約化といったのが1つの要因ではないだろうかというふうには捉えているところでございます。そこで、今課長のほうから答弁されました中で、一番問題・課題と捉えているのは何か、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 一番の課題ですが、高齢化、それから後継者不足、新規就農者の確保が困難、そういった担い手の面が一番の課題であると考えております。

○4番（遠坂道太君） 今課長から農業従事者の高齢化と、やはり後継者不足というところが一番の緊急の問題というふうに答弁がありましたけれども、やはりそれが1つのきっかけとして、やはり耕作地の放棄地の分が増加していると。それと農地に関する集約が進んでいかないというのが言えるんじゃないだろうかというふうには思っているところでございます。また詳しいですね、事業関係、それをする施策の需要関係につきましては、午後からの倉本議員のほうからも同じような質問があると思いますので、そちらのほうでお答えいただければと思っているところでございます。現在の湯前町の農業問題・課題、特に先ほど言われましたように、農業従事者の問題は特に言われておりますが、そして私は一番今緊急の課題ということになりますと、耕作放棄地の増加と農地の集約化というのが一番の問題ではなだろうかというふうには捉えております。これは私も農家の方と色々話す中で、今10年後に125ヘクタールということじゃないよと、もう喫緊の5年後ぐらいからもうそういうふうな状態が始まるんだよというのは農家からの話が言われております。その中で、やはり湯前町ですね、23区ある中で、担い手がないのが大半だというふうには私は感じております。その中で、やはり5年じゃなく、10年じゃなく、5年にこのような状態にならないようにですね、山間部において、農地においてですね、どのような管理をしていくかを今後検討することが必要じゃないかというふうに思うところでございます。その中でですね、やはり、詳しい施策等もあると思います。その中で一部だけでも良いですけども、主な農業の施策、町で課長のほうでわかっている範囲でございまして。それ関係する範囲の、ということなんですけども、答弁いただければと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 現状の農業施策というふうに質問を受けとめたところでございます。農業振興につきましては、概ね6項目に施策を絞っております。1点目

が農業後継者や担い手の確保育成。2点目が、生産基盤の整備。これは用排水路の改修と、或いはため池の整備等があると思います。続きまして3番目、農地保全と有効活用。これらにつきましては、いわゆる日本型直接支払交付金、こういったものでカバーがされているものと考えております。4つ目が、生産性の向上。これにつきましては、機械とか施設整備に対する支援を考えております。5つ目が、農地の集積・集約化の取り組み。これは農業委員会、或いは農地利用最適化推進委員さんの活動、或いは地域計画の取り組みがあたろうかと思っております。最後に6点目、食と農の繋がり進化。これは下村婦人会の活動であったり、地域産業交流施設、いわゆる杵つき精米所の稼働。それから小学生の農業体験こういったものを考えております。大きくその6項目で補助事業等を行ったところとなります。

○4番（遠坂道太君） 今担当課長より、主な農業施策につきまして答弁いただいたわけですが、これ課長に質問の要旨に入らなかったものですから、申し訳なく思っているところでございますが、やはりその中でですね、今公社のほうで取り組んでもらっています、農作業の請負や農業機械の貸し出し等ございます。それは後で私のほうの案としてまた示させていただきたいと思っておりますけれども、それをやはり中心として、今現在取り組んでおられるということでございますので、その十分ですね、生かした中で、今後のことの施策についてまた後でお話したいと思っております。課長に今伺ったわけですが、次ですね3番の、農業の持続的な成長に向けてのどのような農業施策に取り組んでいくのかについて伺っていきたく思います。現状の農業の問題・課題については伺いましたが、今後の問題と課題についても、同様な事項ではないかというふうに私も捉えているところでございます。そこで農業問題・課題に向けたですね、取り組みについての、解決に向けての取り組みについて、伺いたいというふうに思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 農業の課題解決に向けた町の取り組みというご質問と理解しております。先ほど6項目で、代表的な事業等をご案内したところでございますけれども、これらの事業ですね、国県の補助交付金事業、町単独の補助事業などを行っているところです。議員ご承知のとおり、令和7年度に湯前町農業振興検討委員会の中で、主としまして、町単独事業の見直しを進めているところとなっております。また町単独事業と併せまして、農業公社での農作業等受託事業、それから先ほどもおっしゃられました農業機械のリース事業、これらを通じて、地域農業経営の維持発展を目指している、そのように考えております。

○4番（遠坂道太君） 今課長より答弁をいただいたわけですが、やはり今後の問題解決策というふうな形になってくると思います。そうしますと、私が大体調べた形で申し上げますと、第1点、町長もいつも言うておられますように、スマート農業の実施ということで特に言うておられました。やはりそれが1つの今後の捉え方、1つの農

業の捉え方、1つの農業に対する効率化と省力化のほうの目指すという形がとれるんじゃないかなろうかというふうに思いますし、また農地の経営や大規模化という形になってきますけども、こういう中山間部になりますと、大規模化っていうのは無理だと、ある程度無理な状態になってくるということになってきます。そして、これも集約化するというのも、1つの難しい状況になってきますので、やはりある程度、作物的なところでの集約ができるような、ポイントが欲しいんじゃないかなろうかというようなことです。また農産物のブランド化とか、持続可能な農業の促進とかございますけれども、私のほうで次の段階でお話を申し上げていきたいという形を思っております。先ほども申し上げられた課長も言いました、後継者の問題とか、担い手の問題は言っておられましたけれども、この問題については全国的な問題といえるところがあります。これも私も調べた段階でございますけれども、JA農業を主とする仕事で、基幹的農業従事者、これは2020年で136万3,000人と2025年に102万1,000人となっておるところでございます。減少率は25.1パーセントでございますし、過去最大だと記述していました。熊本県においても、2020年に5万1,827人が2025年に3万9,386人となっており、1万2,441人の減少となっておるところでございます。そして、農業の従事者年齢も60才以上が78パーセントというふうになっております。高齢者の農業といってもいえるんじゃないかなろうかというふうに思います。やはり今後いろんな事業関係とかありますけども、その中で、農業だけ以外でもですね、やはり今後、私として考えているのは、官民一体化した町外も巻き込んだ取り組みが必要じゃないかというふうに考えております。また耕作放棄地の増加と農地の集約につきましては、湯前町の状況見ますと、ほとんどが山間部の農地が耕作放棄地となっていると思います。対策として、1つは土地条件に合った作物を選定を図ることが1つでないかと思います。これによってやはりそこに何があるかということもやはり、今後公社を中心とした形で選定していかれると、こういう辺りも減っていくんじゃないかなろうかというふうに思っているところがございます。そしてこれもですね、熊日新聞に載った記事なんですけど、九州農政局の緒方和之局長の記事で有機農業についてということが記載してありました。その中で、有機農業の大変さを知る人の中には、有機の有機が元気の出る勇気です。そういった形で書いておられました。まさに自然と向き合い、手間を惜しまず、時には収穫量の減少というリスクも覚悟する必要があるからでないでしょうかね。しかし有機農業の営み、土壌環境や生物多様化など、生態系の保全に繋がる重要な取り組みであります。農林水産省は今将来にわたって持続可能な食料システムを築くため、有機農業の取り組み面積を拡大する方針を上げています。環境に負荷をかけない農業を広げることは、私たちの食の未来を守ることに繋がります。という内容の記事がですね、記載されました。そして持続可能な、農業はSDGsの目標とも深く関わっているんじゃないかなろうかということでございますし、特に目標

の飢餓をゼロに実現するにはということで、地球環境を守りながら、安定した食料供給を続ける農業のあり方に欠かせません。また目標 12 の作る責任・使う責任に基づき、連作による土壌劣化や過度な農薬使用など、環境への負荷を減らす努力も求めていますと、将来に渡って農業を持続可能な産業にするには、自然との調和を意識した生態系を展開するのが重要です。そこで農業の持続的な成長に向けての、稼げる農業の湯前町の施策について伺います。それにつきまして、稼げる農業としての施策を、何かあれば、お聞きしたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 稼げる農業の施策はということでございますけども、先ほどの答弁と重複いたしますけども、現在国県の事業は別としまして、農業振興検討委員会の中で、町単独補助事業の見直し。或いは、湯前町の目指す農業のあり方、支援のあり方など、様々なあり方など、様々な場面、例えば農業公社の理事会、それから農業委員会と認定農業者との懇談会、地域計画に伴います地域での話し合い、そういった場ですね、実に様々なご意見、ご要望等をいただきながら、総合的視点を持って、農業の維持・振興を継続的に検討していることとなります。遠坂議員のご質疑の中でご発言いただいた事項、また議会の皆様のご意見等、これらも真摯に受けとめまして、引き続き、真剣に農業振興に向けてですね、努力してまいりたい、そのように考えております。

○4番（遠坂道太君） ただいま課長より答弁いただきました。先ほども申し上げましたように、農林水産省の方針もありますように、将来に渡って持続可能な食料システムを築くため、有機農業の取り組む面積を拡大する方針を挙げられています。湯前町も有機農業に取り組んでおられる、4団体22人の方が営なまれておられます。有機農業は、農産物のブランド化ともいえるんじゃないでしょうか。農産物のブランド化は重要な差別化戦略であり、特定の地域や生産方法にこだわった商品としてブランド価値を高めれば、価格競争にも巻き込まれにくくなり、単価の向上が見込めます。ブランドが成功すれば、大規模な生産体制を持たない農家でも安定した収益を確保しやすくなります。ブランド化は消費者からの信頼を得る手段でもあり、販路の拡大や輸出の機会にも繋がる可能性も秘めています。そこで、農業は多くの課題を抱えていますが、テクノロジーの活用や流通改革などの活用した事例を検討してみてもはどうでしょうか。それにつきまして、伺いたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） ただいま遠坂議員からは、主に有機農業を核とした農産物のブランド化、それからテクノロジーの活用と流通計画。これらの言葉がありましたけども、まず有機農産物を核とした農産物ブランド化といった点でお話したいと思います。まず本町の有機農業の取り組みが議員ご発言のとおり、4団体。面積で申し上げますと、令和6年度の環境保全型農業直接支払交付金、この事業ベースでいきますと、

有機農業の取り組みが44.06ヘクタール。これに加えて、取り組み拡大面積が約10ヘクタールとなっているところでございます。令和7年10月に農林水産省が有機農業を巡る事情といった資料を公開しているところでございます。国内の有機農業の取り組みでは、面積、それから生産者数、有機食品市場と共に年々増加をしているということが示してありました。また学校給食における有機農産物の利用、緑の食料システム戦略、それからオーガニックビレッジという取り組みでございますけれども、熊本県では、南阿蘇村、山都町、菊池市の3町村がオーガニックビレッジの取り組みを進めておられます。本町におきましては、2023年の農業新聞で耕地面積に占める有機農業の割合が8.1パーセント、これは全国第12位と報道されているところでございます。これ令和5年度の調査では8.2パーセント、全国11位に上昇しているところでございます。そういったこと踏まえ、特に中産間地域、小区画圃場といった面で考えましても、有機農業の取り組みの有効性・有利性を今考えているところでございます。次に、テクノロジーと流通改革ということでございますが、有機農業、慣行栽培も含めまして、例えば代表的な米のお話をさせていただきます。米の生産コスト低減等を見ますと、省力栽培技術の導入では、ドローンですね。それから衛星画像等を活用した、スマート農業技術の活用、それから直播栽培、高密度播種苗、肥料の節約、また多種高温耐性品種への転換、先日錦町でも実施をされたということですが、再生二期作、そういった技術導入が示されていると認識しているところでございます。農業従事者の高齢化、大幅な減少、そういった面も踏まえ、農業が持続的に成長を続けるためにですが、農業に携わる人が安定した収入を得て、農業を担い手が増えていくような労働環境へ整備していくこと、農産物の適正価格の維持、先ほど遠坂議員申されましたSDGsなど、農家だけではなく、地方、国、消費者も一丸となって問題解決に取り組むことが求められていると認識しております。町としましては、経営改善、農家の所得向上に繋がる取り組みや、多くの視点を持って、引き続き検討を進めたい。そのように考えております。

○4番（遠坂道太君） 今課長から答弁いただきました。まず有機農業で私も出しておりましたが、やはり有機農業、これがですね、私が経験した中では、今から40年前でございます。一番最初の走りの天草時代に私も経験をしております。その時代九州では、綾町、そして熊本の今の山都町の清和村、宮崎の須木といったところが、この有機農業に取り組んだ洗堀者と、そして天草の佐伊津町が取り組んでおられました。その中で、いろんな非常に切磋琢磨しながら農産物を取って、作っておられたというふうには記憶しております。その中で、価格をどうにかして確定していこうという段階というのは、非常に難しい時代であったかと私は思っているところであります。そこに来て、今現在、スムーズにある程度消費者の方々に認識されてきている1つの形だと、私は1つの本当のブランドになってきているんじゃないかなというふうに思っているところで

ございます。私の福岡の知り合いにも、うどん屋さんございますが、チェーン店の社長さんでございますが、言われたのは、福岡にもああいう町色々、いっぱいそういう買う人はいっぱい居ると、値段は関係ないと、やはり健康志向、自分が望んだ物が欲しいという方はいっぱいおられるので、もしされるならどんどん出してくれというような話もされたことを覚えております。その中で、私はそれがですね、将来に渡っての農業を持続的な産業とするといった方じゃなかろうかと私は捉えております。やはり自然との調和がですね、されていくと、生産への展開が必要になってきます。やはり先ほども言いますように、農水省の方針もありますようにですね、有機農業の取り組みを推進することに農産物のブランド化に繋がるのではないかとこの間も言いますし、また先ほど私から、私が言いましたように、テクノロジーを活用した農業というのは、スマート農業アグリテック。これはアグリテックというのは ICT やロボット技術を用いての農産物を生産する新しい農業のことを言います、IT や I o T、農業用ロボット、ドローン等がですねあるわけですが、町の支援として、導入に対しての支援はあるというふうに私思っております。町としても、今後スマート農業の取り組みを行っていく、行かれますし、現在の機器は、メーカーに依りまして、高山の農地での効率化を前提とした機が多く、多いと思います。小規模な分散型の湯前町の農地には不向きな場合があります。また高額な初期費用、農業従事者の IT でリテラシー不足、使いこなす人材と農業従事者の高齢化のことを言います。通信環境の未整備、メーカー間の互換性問題、大規模前提の技術設計、ニュースと現場のニーズのずれなどが絡み合っているため、中小規模の農家は初期投資の負担が大きくなりますし、費用対効果が見えにくくなることや技術導入だけでなく、組織・人材育成が伴い、失敗しやすい点が課題となっているということもございます。この課題を解決し、補助金のシェアリングサービスや現場のニーズに合った、柔軟な導入戦略がスマート農業の普及の鍵となるというふうに私も思っているところでございます。そこで湯前町ですね、農業を左右する、湯前町農業公社の取り組みに期待するのは湯前町、農業公社の取り組みにかかっていると私は思います。現在は、農作業の請負や農業機械の貸し出しなどのサービスを提供していますが、今まで一般質問の中で、農業公社の機械のリースについての提案をしてまいりました。トラクターにおいても、中型を導入され、利用者が増加したんじゃないかと思えますし、また田植え機については、8条植えのため利用頻度が低いように思います。また利用しやすい5条植えとか6条植え名とかをですね、検討されるべきだだと思います。また畜産農家の経営軽減に努めるため、畜産に関連する機械等ですね、公社のほうで買い上げて管理し、貸し出しを行うことが、畜産農家の経営の圧迫を下げていくということがいえると思います。その中で、私も提案を申し上げましたように、前もですね、やはり粗飼料等も刈り取る時に、やはり雨が降ったら、刈れない状態が何日かできます。それを回避するために、

やはりキャタピラの付いた刈り取り機やロールベラ等をですね、導入することが雨上がりの作業がスムーズにできるんじゃないかというふうに思っております。前でもですね、述べたようにですね、耕作放棄地が増加してまいります。湯前町だけではなく、では対応はできないというふうに私も思っているところでございますし、今後、他町村との協議を行い、共通課題としての検討すべきじゃないかと思っております。この前一般質問でお尋ねしたと思っておりますし、また湯前町の地形を利用した作物の導入、そして、現在町内に利用されていない施設等も農家の施設等もあると思っております。そういった形を利用されることも1つの作物導入のヒントに繋がっていくというふうに私は思っているところでございます。これも前の人吉新聞だったですかね、空き家対策でお蚕さんを飼うとか、そういうことの話が何か書いてあったみたいなの、ありましたので、そういった1つの課題、桑というのは、議長もご存じのとおり、扇状地の成因で水はけの良いところとか、そのあたりが栽培しやすいと、その葉っぱを利用した形でのいろんな生産と、いろんなものが考えられる。それが耕作放棄地の1つの対応策じゃないかと、やはり適作はそこだと思っております。そして、そういういろんな加工技術もありますし、そういった形で考えられていただければというふうに思っておりますし、これにつきましては、今まで私が一般質問した中でしたわけですがけれども、それについてのですね答弁は求めません。今後ですね、湯前町の農業施策等をですね、検討される意見として、受け取っていただければと思っております。最後に稼げる、儲ける農業の実現を目指す農業政策について、町長に今まで私が述べた中で、踏まえた形で答弁をいただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 今の遠坂議員のほうから、いろんなご意見をお伺いしまして、遠坂議員の農業の政策に対する思いが、少しお話を聞けたというところでございます。その中には、ブランド化、テクノロジー化、スマート農業、それから最後に公社の取り組みについてですね、お話を伺ったところでございました。さて、稼げる農業ということでの私の考えはというふうなお話でございますけれども、私といたしましては、総合計画に登載しております、次世代に繋ぐ持続可能な農業の推進ということで切り口で答弁をさせていただければというふうに思っております。先般の今ご説明がありました中で、いわゆる令和の米騒動、。そして、私も熊日新聞等も読ませていただいたんですけども、農林業センサス、これ概要の数値でございますけれども、基幹的農業従事者層が減少していると、これが過去最大の25パーセントであったと、減であったと。こういった背景も含めながら、再度農業の大きな構造転換が始まっているということで、重要な過渡期に來ているということで私も考えたところでございまして、今後国におきましては、2029年度までの5か年間を農業構造転換集中対策期間と位置付けまして、農地の大区画化や共同利用施設の再編、スマート農業技術の開発、それから輸出産地の育成の4本柱で、25年度補正予算の閣議で決定がっております。先ほど課長が答弁しましたように、日

本の農業の多重課題、高齢化、人手不足、収益性の低下、圃場の分散、気候変動、国際価格の競争など、単純解決ができない、戦後の農業からの変性があるのではないかなというふうに思っております。その中先ほど申しました、次世代に繋ぐ持続可能な農業の推進ということで、やはり、次世代に繋ぐということが最大限の重要なポイントだというふうに思っております。現在の令和7年度におきまして、農業振興検討委員会の中で、町単独補助事業の見直しなどを進めていただいているところでございます。次世代に繋ぐ持続可能な農業を推進するためにも、各種委員会や現場の声をお聞きしながら、農業後継者や新規就農者の確保育成を支援するとともに、認定農業者など意欲ある農業者に対しまして、経営基盤の強化を促進する、担い手支援も推進したいというふうに思っております。また地域計画制度の中で農地の集積や集約化を進めながら、併せまして、水路の改修といった基盤整備事業も進めてまいるところでございますし、公社の果たす役割もかんがみながら、その強化・改変も図っていきながら、最終的には農業者の所得向上や経営改善に繋がりを施策を推進していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○4番（遠坂道太君） ただいま町長から答弁いたしました。やはり湯前町の農業の課題等ですね、やはり一番の喫緊の課題を、やはり皆さんご存じだというふうに思っております。それを1つの問題としながら、やはり解決できるものは早めに解決していくことが必要じゃないかというふうに私も思いますので、その上で十分ご理解いただいて、そして私が今まで述べましたような形もですね、1つのヒントとしての形で施策のほうに取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。やはり耕作放棄地がですね、どんどんまだまだ増加していくんでなかろうかというふうに私も思いますし、また農業従事者の高齢化と後継者不足といったことが課題でもありますし、将来に向けて、農地を農地として残すことができる、農業施策を期待しまして、一つ、稼げる農業の実現を目指す農業施策についての一般質問を終わりたいと思います。

○議長（金子光喜君） 一つ、稼げる農業の実現を目指す農業施策について、遠坂議員の質問が終わりました。

以上で遠坂議員の質問を終わります。

一つ、駅周辺の空き地の現状と有効活用について、西議員の質問を許します。

○3番（西 靖邦君） ただいま議長のご指名をいただきました。本日は、通告書にしたがい質問させていただきます。

質問事項、駅周辺の空き地の現状と有効活用について、6月議会の一般質問において、町長は、湯前駅周辺の再整備を進めながら、湯楽里、まんが美術館、湯〜とぴあ等、既存施設と連携して賑わいを創出していく。また、子どもから高齢者まで誰もが安心して過ごせる多世代交流施設の必要性を認識していると答弁されました。その後、レールウ

イング複合施設の再整備が完了し、駅前の景観も整いつつあります。しかしながら、その一方で、駅周辺には未だに管理が十分でない空き地が残っております。雑草の繁茂等が目立ち、生活環境の影響はもとより、防火や防犯の面からも一部の町民の方々から不安の声が寄せられております。駅周辺は、町を訪れる方にとって、最初に目にする場所であり、湯前町の顔ともいえるエリアです。この環境が適正に保たれないままでは、せっかく進められている駅前整備や観光振興の取り組みも影響を及ぼす恐れがあります。本日は、この駅周辺の空き地について、現状と今後の活用方針についてお伺いいたします。

要旨1、駅周辺の空き地の現状と課題をどう考えているか。まず、駅周辺に残る2か所の空き地の現状についてお伺いします。雑草やごみの散乱。さらには、火災や不審者の侵入など、防災防犯の面でも懸念があると考えます。現在の空き地の状況を改めて把握することは、今後の土地活用の方向性を検討する上でも重要であると考えます。町として、駅周辺を含む空き地の現状をどのように調査・把握されているのかお伺いします。また、町外在住の土地所有者に対して、これまでどのような接触や働きかけを行ってきたのか。そして、連絡や調整が難しい場合の課題をどのように認識しておられるのか、併せてお聞かせください。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議員ご指摘の2か所の空き地につきましては、まずレールウイング南側についてはですね、平成6年4月に土地所有者と土地使用賃貸借契約を締結しており、日常的に状況把握を行うよう現地確認などを通じて、雑草の繁茂状況などを随時確認しております。また指定管理者からの情報提供もあり、適宜対応しているということで考えているところでございます。続いて、レールウイング東側の土地につきましては、土地所有者から土地の買い取り希望の申し出はあっておりますが、現在のところ町として活用計画もないことから交渉などは行っていないところでございます。いずれの土地も空き地ではございますが、所有者が不明とかではなく、いつでも連絡が取れる状況であると認識しているところでございます。

○3番（西 靖邦君） 雑草の繁茂などで一部には課題があると認識していらっしゃると思うんですけども、或いは、その現状のままでは差し支えないとされているのか。町長としての判断を伺います。

○町長（長谷和人君） レールウイングの南側につきましては、賃貸借契約を締結しておりますので、現状雑草等が出た場合については、本町のほうで管理をしているということでございます。もう1つのほうのレールウイングの東側の土地につきましては、これは民地の土地でございますので、本町がそこに手を入れるということはできませんので、酷い状況になるということであればですね、そういうお話があるので、管理

をしていただきませんかという通報は可能なのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） 空き地の管理はですね、まず所有者の責任によるものですが、実際には放置された状態が続く場合も見受けられます。町として、町外在住者の連絡や指導が難しい場合を含め、これまで土地所有者に対しどのような指導や協力要請を行ってこられたのか、また今後どのように対応を強化していくのかお伺いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 土地所有者の働きかけということですが、町長と答弁が重複するかもしれませんが、いずれの土地も私有地でございますが、レールウイング南側の土地につきましては、先ほど説明したとおり、土地所有者と賃貸借契約を締結しておりまして、町の責務として管理を行わなければならないと認識しております。また多良木町に土地所有者の事業所があることからですね、様々な相談は事業者を通じまして、本社に連絡がとれる体制を整えていると認識しております。次にレールウイング東側の土地につきましては、所有者の方が人吉球磨管内にお住まいの方であるため、連絡については取れる状況だと考えております。しかし、雑草の繁茂状況など周辺への影響といった地域住民の皆様などから、通報や相談などがあつた場合はですね、地権者へ適切な管理を依頼するとともに改善に向けた指導や助言を行ってまいりたいと思っております。

○3番（西 靖邦君） レールウイングの南側の土地、東側なんですけども、住民の方から色々依頼とかあつた場合ですね、行政指導としての指導なのか、単なる依頼なのか、その辺の区別を整理して説明いただけませんか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 東側の土地につきましては、住民の方から直接私どもに苦情という部分は今聞いておりませんが先ほど申しましたとおり、私有地でございますので、あくまでも管理は所有者が行うものと考えております。これはほかの空き地も一緒でございまして、この1か所に、空き地に税金を投入するということになりますと、全ての空き地をですね、町が管理していかなければならないという部分がございますので、まずは所有者の方に適切に管理をしていただくような仕組みづくりが大事なのではないかなと思っております。

○3番（西 靖邦君） 先ほど答弁がございました、その仕組みづくりはどのように考えておられるんですか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 東側の苦情の仕組みづくりということですかね。東側の土地につきましてはですね、球磨郡内にお住まいで連絡先もありますので、そこにまず連絡をしていただいて、どういう方法がという相談があればですね、うちで、こういうシルバー人材センターとか、そういうところもありますというご紹介程度はできる

かなと思っております。あくまでも、所有者の方がきちっと管理をしていただくという部分を、助言も含めてですね、やっていきたいと思っております。

○3番（西 靖邦君） 次の要旨2に移らせていただきます。要旨2、2つの空き地の位置付けと基本方針をどう考えているか。駅周辺には、今後のまちづくりに大きく関わる2つの空き地が存在します。1つは、約2,600平米。もう1つは、約3,600平米といずれも比較的規模の大きい土地であり、駅前通りや主要施設に近接するなど、立地条件にも恵まれております。これらの土地は、駅周辺エリアの将来像を考える上で、単なる未利用地ではなく、公共空間や多世代交流、商業機能、防災機能など複数の可能性を持つ重要な潜在資源であると考えます。その一方で、現状はいずれも未活用のものであり、将来に向けた位置付けや役割を町としてどのように整理するのかが問われています。そこでお伺いします。この2つの空き地を駅周辺エリアの中でどのような役割を持つ土地として位置付け、今後どのような基本方針のもとで考えていかれるのか、将来的な用途の方向性、例えば、多世代交流施設、商業活用、防災空間なども含めて、町としての見解をお伺いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議員ご指摘の2つの空き地につきましての将来的な用途につきましてはですね、公共施設としての活用や民間活力の導入など、様々な可能性があると考えておりますが、現段階での方向性は固めているものではございません。今後地域の課題や需要の変化も踏まえながら、町全体のバランスの中で、最も効果的な活用、利活用となるよう、引き続き調査検討を進めてまいりたいと思っております。

○3番（西 靖邦君） 将来的にですね、どのような役割を担う土地と見ているのか、方向性のそのレベルで構いませんので、町長お示してください。

○町長（長谷和人君） 方向性でも良いというふうな質問でございますけども、この2つの空き地につきましては、今回整備が完了いたしましたレールウイング。この際にですね、南側につきましては、一部駐車場にしたかどうかというふうなことは考えたところでございました。後程また質問があるかもしれませんが、その際に、私のほうも担当課長もですけども、こちらの事務所のほうに行きまして、その交渉は何回もさせていただいたところでございましたんですけども、どうしても会社の社長さんまで、お話をさせていただいたんですけども、売却の気持ちはないということでございましたので、今回の南側の分については、当然、その計画、開発の計画から当然外れてしまっているというのが、現状が1つということでございます。それからもう1つの、東側の部分につきましてはですね、先ほど課長が答弁しましたように、利活用の考え方、これを何にしようとか、そういうふうなところまで今行っておりません。図面から平面図上の計画の中に入っていませんもんですから、当然そういう方向性を示すということであれば、議会のほうに、こっちはこういう考えを持っているんで、そういう方向性で向かってい

いかどうかというお話をして、やはり進めるべきかなというふうに思っております。ただおっしゃるように、現状建物が残っておりますし、老朽化しておりますので、これについても私もですね、いろんなお話はお聞きしておるところでございますが、今のところそういう活用の部分がないのに、交渉というのはないのではなからうか。今後はどういふふうに方向性を結ぶか、現状としてはそういう状況で今なっているということだけお話をさせていただいて、ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、そういう現状ということでのお知らせをさせていただけばと思っております。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） ただいまの町としての位置付けや基本方針、基本方針はなかったんですけども、ついて伺いましたけども、今度はですね、その基本方針を実現する上で避けられない交渉実務の課題についてお尋ねします。先ほど出ました、今回の空き地についてはですね、売買交渉難航していると伺っております。特に、現在の所有者が売却に消極であるとのお話もお聞きしております。そこで伺います。町として、これまで所有者の方々に対してどのような説明や働きかけを行ってこられたのか、また、価格、用途、所有者意向など、交渉を進める上でどのような課題や障壁があったのか。さらに、今後も町として粘り強く交渉を継続し、基本方針の実現に向けて協力を得ていく考えはあるのか、その方向性をお伺いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 売買交渉の課題と対策ということでございますけれども、現段階で方向性が固まっていない土地の取得、交渉もしておりませんので、その案件につきましては、答弁を差し控えさせていただきますけれども、レールウイング南側の土地につきましては、平成5年11月に土地所有者に対しまして、町から土地譲渡の申請書を提出をしております。しかしながら、先方のほうから土地譲渡ではなく、賃貸借契約ということで現在に至っているという経緯もございます。いずれにしましても駅周辺という重要なエリアであることから、売買や活用を進める際にはですね、将来の公共利用との整合性や、もちろん議会の皆様にご説明をしながらですね、周辺住民への説明、また適正な価格の確保など、慎重な検討が必要ではないかと考えているところでございます。

○議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

一つ、駅周辺の空き地の現状と有効活用について、西議員の質問の途中です。発言を許します。

○3番（西 靖邦君） 要旨2の途中だったと思います。ご答弁いただいた後と思いませんけども、先ほど1つ目の空き地は売買交渉しておりません。もう1つの空き地は借用契約を締結していますということでした。今後ですね、町として駅前での将来像を整理した上で、所有者にですね、用途の方向性を示しながら交渉を進めるお考えがあるのか、町長のご見解を伺います。

○町長（長谷和人君） 2つの案件がございまして、1つには先ほど答弁させていただいておるんで、ちょっとダブるところがあるかと思いませんけども。南側につきましては、先ほど言いましたように私も交渉事のほうにはまいっております、丁寧には対応してきたところでございます。ただ会社のほうの代表の方が代わられまして、現在の代表者の方は、資産保持的なお考えでございまして、以前の代表者の方はですね、売買のお気持ちはあっているということでございましたので可能なのかなということで、今回の駅前再開発の1つとして取り入れることができないか、そんな思いで青写真を作る際にはですね、考えたところでございますが結果的にそこができなかったという実用がございまして。もう1つのほうについては、先ほど答弁とまた一緒になるかもしれませんが、代表者が来られまして、お話はお伺いしたところでございますが、中々にその条件というのが大変厳しい条件でございまして、そのところで本町としては現在、具体的な先ほど方向性を示せというふうなお話があったところでございますけども、利活用について、具体的な計画を持っていないというところで、今交渉はやっていないというところでの現状ということで報告をさせていただこうと思っているところでございます。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） 仮にその方向性がまとまってきて、これを何しようかというそういう方向性がもし見えてきた場合は、再度交渉をするという余地はあるんですか。

○町長（長谷和人君） 今方向性をまた示せというふうな、仮にというようなお話をされているんですけども、現状その方向性とあるものが、例えば南側の部分についてはですね、これまで同様駐車場という考え方でいこうかなというふうに思っておりましたので、駐車場の整備ができればというふうな計画がございました。それは1つの方向性かもしれませんが。ただその東側の部分につきましては、何をするかという具体的なプランがございませんので、今回の駅前の開発の中の位置付けの中にそれは入れてないというふうな状況でございまして、当初からその思いはなかったということが正直なところでございまして、向こうのほうのよほど何か諸条件等が変えてご提示をいただくということであれば、その利活用策も新たに考える必要があるのかなというふうに思うところでございますが、現状はもう今のところは考えていないというところが正直なところでございます。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） 要旨3に行かさせていただきます。暫定的な利活用の可能性を検討してはどうかです。空き地の有効活用を成功させるためには、土地所有者だけでなく、地域全体にとってのメリットを明確に示す体制づくりが重要であると考えます。そのためには、行政が単独で検討や交渉を進めるのではなく、地域住民や地元事業者、さらには本年10月に包括連携協定を締結した、ドゥ・ヨネザワ企業グループなど、多様な主体との協働が不可欠です。また、駅周辺の将来像を地域全体で共有し、住民意見や民間の知見を早い段階から取り込むことにより、より実現可能性の高いまちづくりが進められるものと考えます。そこでお伺いします。仮称駅前活性化協議会の設置や住民参加型ワークショップの開催等、地域協働体制づくりや意見集約の仕組みをどのように構築されるお考えか、また暫定活用地域とともに進めるための協働の枠組みについて、町としての見解をお伺いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 暫定的な活用も含めまして、湯前駅周辺の整備につきましては、地域の賑わい創出や利便性の向上を図る上で、今まででもですね、ワークショップを開催し、行政だけの目線でなく、地域住民の皆様、商工会の皆様などの意見を取り入れて、今回レールウイングの再整備のほうには取り組んでまいったところがございます。このことは今後も変わりなく進めてまいりたいと考えておりますし、先ほど西議員がおっしゃいました、包括連携の民間企業様とのですね、とか、またサテライトオフィスを今後運用してまいりますので、そのような方々の意見を拝聴しながら、地域の皆様と協働し、持続可能なまちづくりに繋がる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○3番（西 靖邦君） ということは、色々な協議会の設置を選択肢の1つとして、前向きに検討していくということでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 西議員の言われます、協議会とかいう部分はですね、それぞれ活用方法がいろんな方向で決まり次第、そういう協議会ができるかもしれません。ただレールウイングの再整備につきましてもですね、委託業者と一緒にあって、まちづくりに携わる方の意見を今回伺いながら、整備に取り組んだという実績もございしますので、形式的な協議会という話ではなくてですね、青写真を作る時に、また住民の方の意見を聞いたりとかいう話は十分にあり得ると思っております。

○3番（西 靖邦君） 直ちに土地の取得が難しい場合でも、暫定的な利活用に一定の可能性があると考えます。現在、イベント開催時には駐車場としての利用に加えて、出店ブースやバザー、飲食コーナー等のスペースとしても活用されている状況です。しかしながら、平常時には未利用となる時間が多く、景観の向上や活動スペースの創出など、さらなる利活用の余地が十分にあるのではないのでしょうか。例えば、花壇やポケットパークとして整備することで、景観の改善や防災空間の確保に繋がります。また地域団体

との協働により、イベントスペース、子どもの遊び場、オープンマーケットなど、多様な活用も考えられます。そこでお伺いします。こうした暫定的活用について、既存の駐車場利用との両立を図りつつ、町としてどのように検討を進めていかれるのか、またどの程度の期間や規模感を想定しながら、暫定活用を考えておられるのか、併せてお伺いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 西議員からご提案いただきました、空き地の花壇整備やポケットパークとしての暫定的利用ということでございますけれども、確かに景観上などからのですね、期待ができることから、町としても大変有意義な考えとは思っております。しかしながら先にも申し上げたとおり、賃貸借で契約をしております。契約の条項の中にですね、更地での状態で使用しなければならないという条文も記載しておりますので、今のところ相手方のお話を汲むようであればですね、今の現状維持でしか対応ができないのかなというのが本町の考えでございます。つきましては、町としてはですね、引き続き、イベント時の駐車場としての利用を基本に契約に基づいて適切に維持管理していきたいと思っておりますのでございます。

○3番（西 靖邦君） 暫定活用はですね、必ずしも大規模な整備である必要ではなく、まずは小規模な試験運用から始めることが可能であると考えています。例えば、イベントのない期間だけの移動式ベンチの配置、或いは、ロールアウト式の芝生、さらに小さな子ども向けの組み立て持ち運びが簡単なポータブル遊具の設置などであれば、費用を抑えつつ、返還時の負担も最小限で済むものと考えます。撤去を前提とする借地だからこそ、可搬式の活用が現実的であると考えております。そこでお伺いします。町として、ゼロベースではなく、このような段階的な試験運用を行う姿勢があるのか、改めて確認をさせていただきます。町長にお伺いします。

○町長（長谷和人君） 今の西議員のほうから、固定ではなく移動式、組み立ててポータブルで可搬式というお話でございました。ゼロベースではなく試験運用というふうなお話でございました。中身につきましては、理解をするところでございますけれども、その中で、どのような経費が必要になってくるのか、その財源等もよくわからないし、それから遊具あたりの話もございましたので、これ遊具となるとどれくらいの規模になるのかなということになりますと、かなりの価格が入ってまいります。固定とかそういうふうになってきた場合については、当然いろんな有利な起債等も借りるかもしれませんが、移動式の場合が果たして対象になるのかちょっと今のところ私もよくわからないわけでございますので、そういう意味合いも含めてですね、今ご提案いただきました内容につきましては、少し調べさせてはいただきたいというふうに思っております。なおさっきの答弁にまた戻るわけでございますけど、賃貸借の契約の中ではですね、いかなる建造物ないし、恒久的な建築物を設置することはできないと、いわゆる更地の状態とい

う仕様がございますので、そこら辺も含めて、今提案された内容が向こうの契約者方のほうにお話をしてですね、それが可能かどうか、そこら辺まで確かめないと、なかなか今の質問に対して私が正確に答えるっていうのは難しい部分があるのかなと、そんな思いをしたところでございます。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） 先ほどポータブル遊具とか言いましたけど、可搬式の活用、色々ちょっと考えていただいてですね、何か向こうから、相手さんが言われたらすぐ移動できますよとか、そういうことを私は言うとするもんですから、その辺をちょっと1回調べていただいて、そういう交渉もしていただいたら良いかなと思っていますけども、どうでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁しておりますように、相手さんのほうにお話を聞いて、それが可能なかどうか、契約上は先ほど言ったように更地でございますので、駐車場という第一原則がございますので、そこにそういうふうなことを置くことが果たして許されるかどうか、ちゃんと丁寧にしなくちゃいけないのかなということでございますので、ご理解いただければと思っておるところでございます。

○3番（西 靖邦君） 次に移らせていただきます。要旨4、駅周辺整備の中長期的なビジョンをどのように考えているか。駅周辺の空き地は単なる未利用地でなく、将来のまちづくりの核となる潜在資源であると考えます。空き地の適正管理と活用は、町民の安心安全の確保に加え、地域の賑わい創出や交流人口の増加にも直結する極めて重要な要素です。本町では、かつて道の駅構想が検討されましたが結果として断念されました。一方近隣では、山江村が国の駅を産業振興と賑わい創出の柱として整備し、球磨村でも賑わい拠点施設、道の駅復興記念公園の整備が進むなど、地域全体で交流と賑わいを創出する動きが加速しています。こうした広域的な流れを踏まえると、湯前町においても、駅前利用をどのような将来像として位置付け、何を最終目標として整備を進めるのが問われているのではないのでしょうか。そこでお伺いします。駅周辺の空き地を含むエリアを町として、中長期的にどのような賑わいづくりや産業振興の拠点として、育てていくお考えか、また町長として、この駅前整備をどのようなビジョンの素にリードしていくのか見解をお伺いします。

○町長（長谷和人君） 見解ということでございますけども、本町におきましては、これまで漫画のまちづくりということで、地域資源を活用した魅力発信の事業に取り組んできております。28年3月に終着駅効果と地域資源の活用による地域活性化戦略を策定しております。この中で、しっかりとワークショップもさせていただきまして、各代表者の皆様方をお呼びいただきまして、しっかりとこの戦略を策定させていただいております。湯前駅周辺の賑わいづくり創出の一環として、これまで事業を進めてまいったところでございます。また令和4年12月に社会情勢や地域ニーズの変化を踏まえまして、

令和2年7月豪雨災害で被災いたしました、くま川鉄道、これが全線開通の目途が立ってきたところでございます。同戦略の一部を改定いたしまして、再開発に向けたワークショップ等を開催し、地域住民の意見を取り入れながら、まんが美術館の改修や湯前駅レールウイング複合施設の再整備、町営住宅、宅地分譲地の整備など駅を中心としたまちづくり創出と住環境の向上を進めておりますし、現在も同様な形で今動いておるところでございます。このことは、令和2年7月豪雨災害からの復旧復興、創造的復興の位置付けとしておりまして、地域の新たな活性化を切り開く取り組みでもあるというふうに思っております。そのような中で、単なる再開発で終わるのではなく、その施設や様々な方が利用されることが重要であると認識しておりまして、先日行われました、商工会関係との地域振興事業に関する意見交換会の中でも活用につきまして議論をさせていただいたところでございます。具体的には、駅前の交流観光拠点としての機能をさらに高め、子育て世代や働く世代が暮らしやすい住環境も提供し、地域内外の人々が集まり歩きたくなる、回遊性のある区画形成を作り上げていけばというふうに思っている次第でございます。これ湯前駅前周辺ではなく、グリーンパレス周辺についても同様でございます。地域の活性化地方創生として、民間の力にも応援していただきながら町全体を盛り上げていくべきというふうに思っております。今後は平成29年3月に策定いたしました、湯前町歴史的風致維持向上計画、これが令和8年度をもって期間が終了いたします。その計画の全体的な見直しと、グリーンパレス公園周辺や潮神社周辺の再整備も視野に魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。そのような中、議員のご指摘の空き地の活用につきましても、先ほど担当課長、私からも申しておりますように、それぞれの所有者の意向や権利関係があるところでございます。まずは現況の把握を行いながら、地元の皆様や関係者のご意見を伺いながら、財政状況等のバランスも踏まえまして、総合に検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、駅前周辺につきましては、本町の顔となるエリアでございます。生まれ変わろうとしております。これからも中長期的な視点に立ちまして、住む人・訪れる人の双方にとって魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） 町長のお考えを具体化する上でもですね、今回の空き地をどのように位置づけるのかが極めて重要になると思います。町長としてですね、この2つの空き地を将来の核として扱うお考えがあるのか、改めてお伺いします。

○町長（長谷和人君） 改めて2つの空き地について、核・コアということでしょうけれども、現状中心となりますのは、やはりこれまで整備を進めております。まんが美術館、それからレールウイング、これが核というふうに思っておりますので、それは周辺にある施設整備をいかに連携させながら、整理していくのか、または運用していくのか、そ

こにかかっていくんではなかろうかなというふうに思っております。ですから今、これまでご質問にお答えしておりますけども、南側東側これにつきましての活用につきましては、これからですねどのように変化するのか、そこも踏まえながらですね、将来の計画を持っていけばというふうに思っておりますので、現状なかなか分析が難しいところがございますので、私がそれを言ってしまうと、もうその一方にだけ動かれる可能性がございますので、ここは慎重に答弁させていただければと思っておりますのでございます。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） 駅前は湯前町の未来の入口であります。町民の暮らしの安心と、子どもたちの将来のために、今この場所の可能性をしっかりと生かしていくことが求められていると考えています。2つの空き地は放置されれば課題となりますが、生かせば賑わいと活力を生み出す大きな資源となります。一步踏み出し、選択し、決断するかどうか、湯前町の将来を大きく左右するのではないのでしょうか。町長におかれましては、ぜひ明確な方向性を町民に示していただき、行政と地域が一体となって、豊かな駅前空間づくりを進めていただきたい。湯前の未来を共に作るために強い期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、駅周辺の空き地の現状と有効活用について、西議員の質問が終わりました。

以上で西議員の質問を終わります。

一つ、農業振興に関する町単独補助事業について、倉本議員の質問を許します。

○8番（倉本 豊君） 私は先ほど議長から通告されました、農業振興に関する単独事業についてということで一般質問をさせていただきます。

要旨1に入る前にですね、まず町長は、令和6年6月これ任期の当初ですね、の所信表明の中において、「町民の皆様の幸せを実現することが行政の最大の使命です。」というふうに述べられております。その考えに、まず変わりはないのかどうかをお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 変わっておりません。失礼いたしました。

○8番（倉本 豊君） 変わっていないということでございますが、私もですね、私たち議員の務めというものは、執行部のチェック、或いは住民の意見を届けるなど色々あると思いますけれども、最もですね、重要なこと、究極は、やはり町民の皆さんの幸福度をいかにして上げるかということであるというふうに考えておりますので、その点に関しましては、議員も執行部も同じ方向であるというふうに私は認識をしております。それを踏まえましてですね、そこで同じ所信表明の中でですね、農業に関しての表現の中で、「農業振興検討委員会の答申内容を基本に各種の農業振興制度を確立し、その施策を実施する。」というふうに言われておりますし、また町長は、本町の基幹産業の中

で農林業が第一であるというふうな発言をよくされております。そこで、今の町長の考えとその決意についてお尋ねをいたします。

○町長（長谷和人君） 私の先ほど倉本議員のほうから、6年のお話をされたところでございますけれども、私といたしましては、農業の施策につきましては、持続的な農林業の発展という中の一番最大の重要な課題ということで捉えておりまして、またその最上位の計画の中の総合計画の中でも最上位の位置として位置付けをさせていただいております。このことは変わることはございません。またこの具体的な施策につきましては、農業後継者や担い手の確保育成、生産基盤の整備、農地保全と有効活用、生産性の向上、農地集積、集約の取り組み、食と農の繋がり進化等々を考えておるところでございます。これまで以上にですね、いろんな農業政策が、先ほど遠坂議員の午前中の質問がございましたように、国におきましても、2025年の農業関係の政策につきましても、大きく様変わろうとしておるところでございますので、そこら辺を見ながらですね、新たな施策等も講じる必要があるのかなと、そんな思いで今農業政策を打っておるところでございます。以上でございます。

○8番（倉本 豊君） 今町長からの決意を含めましてですね、お尋ねをしたところでした。そこで要旨2に入らせていただきますが、今の町長の決意を含めまして、課長には答弁をお願いしたいというふうに思っております。農業経営を長く安定的に続けてもらうため、補助事業の要件緩和をする考えはないかということで要旨2に入らせていただきますけれども、これ大変補助事業というのはありがたい施策でありましてですね、私個人としても何回か利用させてもらったことがあります。もし補助がなければですね、例えば、機械にするならば、田植え機であれば、自前なら5条ぐらいしか買えない。しかし、補助があれば8条でも買えるようなこともありますし、コンバインだったら3条が4条であるとか、トラクターであれば馬力がもう1ランク上のほうとか、そういうことができます。そして、それですることです、作業効率が上がりますし、ほかへの労力の転嫁ができます。また経営的に大変助かりますし、補助をいただいた方全員がそうだと思いますけれども、今回の資料をいただいた中でですね、補助をいただいた方全員がそうだというふうに思っております。そこで、今回資料をいただいた中で、他町村の状況を調べていただきました。この資料を見ました時にですね、本町の補助事業は、他町村に比較しましても非常にメニューの充実がされておりますし、引けを取っていないというふうに思ったところでありまして、これ町長の意思なのかどうなのかわかりませんが、他町村から比べますとですね、本当に本町は充実はされております。ただ後から言いますけれども、1件だけちょっと負けているなというようなところもありますので、そこはまた後から述べさせていただきたいと思っております。そこでまた本町には、単独補助が13から15ぐらいのメニューがあるというふうに思いますが、中身についてです

ね、にもちょっとそれぞれに問題があるんじゃないかなというふうに思っておりますが、そこで本町の単独事業につきまして、ちょっと資料のほうをいただいておりますが、ご紹介をいただければというふうに思っております。

○農林振興課長（浅田 徹君） 倉本議員から町の単独事業の概要をとということでご質問いただいたところでございますけども、令和5年度、6年度、7年度、この3か年を単位としまして今のメニューが構築されているわけでございます。各事業毎に実績等も交えながらお話ししたいと思います。

まず1つ目が後継者対策ですが、国の対象とならない新規就農者に対する支援、湯前町農業後継者等支援事業、こちらにつきまして、令和5年度はですね、6名の方、補助金額にしますと480万円。令和6年度が2名の方、144万円の補助額、これは3年間まで支援を行うものでございます。

続きまして、農業法人化支援事業というメニュー立てございましたけども、こちらにつきましては、令和5年6年と支援対象がなかったところでございます。

続きまして、農業機械の導入ですけども、中心経営体農業機械導入支援事業の認定農業者等の枠でございます。こちらにつきましては、補助率を增高しております、30パーセント、法人になられた場合は50パーセント等がございます。上限額200万円でございますけども、令和5年度は4件でございます。708万7,000円から令和6年度が2件で、トラクターと田植え機382万1,000円の実績となっております。

続きまして、同じく農業機械導入支援でございますけども、認定農業者等以外の方、その他経営体ということでございます。こちらにつきましては、補助率が15パーセント以内でございまして補助率等が落ちる。また、上限額が100万円となっております。令和5年度が1件のトラクターとウィングハロー付きで63万4,000円の補助額。令和6年度がトラクターで1件55万2,000円の補助額となっております。

続きまして、農業用施設等導入事業でございますけども、ビニールハウス等の施設に対する支援でございます。こちらは、令和5年度利用ございましたが、令和6年度が152万4,000円の補助額となっております。続きまして、作付関係でございますけども、作物規模拡大等支援事業、面積拡大及び新規作付する際の種苗代の補助でございます。これ補助率50パーセントでございます。令和5年度が1件かぼちゃでございますけども、1万4,000円の補助額でございます。

続きまして、農耕車資格取得補助事業、農耕車の資格取得に関する経費について支援するもので、上限は定額2万円というところで、令和5年度は2名の方でございます。補助額が3万6,000円となっております。令和6年度が1名の方、2万円を支出しております。それから農業研修補助事業ございましたけども、こちらについても、令和5年度6年度ちょっと利用がなかったところでございます。

続きまして、農業雇用等支援事業でございます。こちらは家族労働以外の方を雇用型で受託ですね、作業受託契約等結ばれて、雇用した場合に、その人件費を上限7万円ほどで、補助率が30パーセントでございます。令和5年度がですね、4件で臨時雇用30名分、18万6,000円の補助額。それから令和6年度が2名の方、臨時雇用8名分、補助金額が16万3,000円。栗の収穫、それからほうれん草の収穫、ミシマサイコの収穫などご利用いただいております。

続きまして、果樹関係でございます。果樹振興総合補助事業でございます。これは苗木代につきましては50パーセント以内、機械等も50パーセント以内で上限が50万円といった補助事業でございます。令和5年度が4名の方、高性能機械と苗木で、補助額が122万3,000円。それから令和6年度は1件の方で充電剪定バサミ3万4,000円の支出となっております。

続きまして、鳥獣害対策でございますけども、協定農用地以外、これは中山間地域等以外の農地で鳥獣害への柵、或いはフェンス・ネット等を設置される場合に、資材費の50パーセント以内で上限が30万円でございます。こちら令和5年度が0、令和6年度が1件で鋼製フェンスの16万4,000円を支出しております。

その他、農業用廃プラ事業、それから湯前版の中山間直接支払事業等がございますが、これはもう従前からあった事業でございます。以上でございます。

○8番（倉本 豊君） 今実績報告も含めまして説明がございました。で、私今回は、一番は機械の中心経営体機械導入事業、それから農業施設導入のほうが本命でございますが、ほかの中にもですね、ほかの事業の中にも、それぞれ問題があるというふうに思っておったところでございまして、そこで中心経営体農業機械導入事業、これ2つに分かれていまして、先ほどの説明2つに分かれて説明されましたんで、ちょっと金額的に合計しないとわからないような状況でございましたんで、あれなんですけど、大体令和5年が772万1,000円。両方合わせてですね、して令和6年が589万円というふうに、令和4年が928万8,000円。だんだんと下がってきて、利用が下がってきているように私は感じております。で、その中でですね、この機械は、機械等々は相当ここ3年間の中で、多分1.3倍ぐらいまで価格は上昇しているというふうに考えれば、利用件数は一緒なんですけど、利用は落ちてきているのではないかなというふうに私は考えておりますが、執行部としてのお考えについてお伺いをいたします。

○農林振興課長（浅田 徹君） まず農業機械の価格の上昇といった分でございますけども、政府統計で農業物価指数という資料がございます。令和2年度を100とした場合、現時点で農業資材がどのくらい伸びているかというものでございます。まずですね、農業生産資材全体では1.2倍。120の値となっております。費用がですね137。それから飼料が総合で139。ここが一番金額が上がっていると、ご質問の農機具につきましては112。

1割ぐらいアップしたのかなと思っております。併せまして、光熱動力、いわゆる燃料です。こちらが1.32というところで、非常に農業経営の支出分ですかね、こちらが膨らんでいるのではなかろうかと思っております。対しまして、農産物の販売価格では、総合で128の伸び。米はですね、令和の米騒動ございましたので今1.6倍。野菜は野菜総合で1.12倍。畜産が1.27倍となっております。続きまして、機械それから施設導入等の利用が落ちているのではというお話であったろうかと思いますが、平成10年からですね、ちょっと資料を見まして、農業用機械それから施設等の補助の状況を調べたところでございます。一概にこれといった理由と言いますか、各時代背景もございましたが、振り返りますと、平成時代はですね、まず経営力が旺盛な経営体がまず分母として多かった、その中で国県の補助、或いは市町村のかさ上げ補助をしまして、相当の機械施設導入がなされているところでございます。特に畜産関係では、堆肥舎、これはもう高率の補助があったものと記憶しておるところでございます。続きまして、令和に入りましてからですけども、非常に件数も落ち込んでおりますし、機械も高額になったというのもあるかと思えます。ちょっと突き出しておるんですが、平成23年からですね、令和6年度まで機械で言いますと、トラクターが25台。田植え機が9台。コンバインが5台。ロータリー4台、ハローが9台、その他の播種機、粃摺り機、乾燥機、畜産関係の機械もございますけども、そういった状況でございます。それから、令和の2年から6年これ近5か年でございますけども、トラクターが11件、田植え機5件、コンバインが3件、ハローが4件というところで令和の時代にですね、割と台数が占めているというふうに考えております。そういったこともありまして、機械が揃ってきて意欲ある経営体が少なくなっているということを考えますと、近年利用率が落ちているその理由になろうかとも考えております。以上です。

○8番（倉本 豊君） 私的には、ちょっと利用が少なくなってきたなというふうに感じております。ちなみにですね、さっきちょっと紹介されましたけれども、平成10年からの資料がちょっとございますが、これ見てみますとですね、先ほど課長言われました時代背景もあるわけですが、平成12年、13年、14年頃ですね、かなりのこれは国県の補助に上乘せしてある補助です。これだけでもですね1,000万円から2,000万円近い金額が補助されていますし、これ本当かどうかわかりませんが、町がまた70パーセント補助したりとかというようなこともあったように思います。この時の財政規模がですね、一般会計で27億円から28億円ぐらいであったというふうに思います。で、一番多かったのが、やはり平成14年に堆肥センターもうこれ法律で、堆肥の野積ができなくなったということで、議会のほうで相当頑張られたというふうに聞いておるんですが、上乘せ補助を47パーセントにされまして、97パーセントの補助でした時がですね、町の持ち出しが3,218万円。1年間にですね、15年度は。14年度で1,927万円というふうな年もご

ございました。それからですね、これ資料を見てみますと、18、19年ぐらいから、多分三位一体改革が16年ぐらいからだったと思うんですが、それからもうほとんどの町の補助金は、なされていないような、小さい補助金等々は多分あったのかなとは思っておりますが、そこでずっと行われておりません。その代わりに、国県の補助はずっと取れておりましたので、それで良かったんだろうというふうに、このデータからいきますとそういうふうな感じを受けます。で、結局平成の28年ぐらいからですね、8年にできたんですが、27年、26年の終わりから7年ぐらいに、今度はポイント制ということになりまして、湯前町で対象者がほとんど出なくなりまして、これではということで町単独の補助ができたということでございます。平成28年が270万円ぐらいだったんですが、徐々に29年が670万円。平成30年が950万円というふうになって先ほど課長がおっしゃられた、平成元年からが629万円、900万円、1,400万円というふうな状況になってきたんだろうと、なぜここを紹介したかというとはですね、非常に昔、昔と言いますか、平成の10年ぐらいから、非常に町は農業に対しての補助を頑張ってきてきたというふうに考えております。だから先ほど町長に意気込みを聞いたわけなんですけど、最近ではですね、だんだんと少しずつ減ってきたというのが、私いろんなところから、何人か話を聞いたんですが、この補助要項の中に問題があるのではないかなというふうに考えておりますので、そこについてを今からちょっとお話をさせていただきますが、まず農業検討委員会ではほとんど決定をされるということですので、今まさにその、来年度からに向けての補助要項等々を決定されると思いますが、どの程度の今流れになっているのかについてお尋ねをいたします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 遠坂議員の一般質問の答弁とちょっと重複する部分がございますが、本年令和7年度が町の単独農業関係の補助事業の見直し、これを見越して、農業振興検討委員会の中で、まさに今議論がなされているところとなります。一応既存の町単の補助事業は全て洗い出しをするというところで、実績と効果等も検討しながら、進めているところでございます。スケジュール感としましては、8月から11月ですかね、12月、今月が最終の議論で、1月に検討委員会からの答申、提言等が示されるようなスケジュールで動いているところでございます。

○8番（倉本 豊君） ちょっと聞き方が私悪うございました。検討委員会、今開催されておるということで、もう1月に答申ということですが、まず想像するにですね、執行部のほうから素案が出ていくと思います。これを検討委員会で練られて、それ何回か練られていくんだろうと思いますが、それを今度は、答申として受け取り、それを最終的には町長が判断をされるという流れでよろしいんですかね。

○農林振興課長（浅田 徹君） まず農業振興検討委員会、これ条例設置の団体でございますので、まして農業振興プランを策定、これに深く携わっていただいております。

設置委員会ですので、この提言・意見とかといったものは重々尊重していく必要があるものと、そういった認識をしております。またこの委員会からの提言のほかにもですね、農業委員会と認定農業者等の意見交換会での意見、またそれをまとめ上げた、農業委員会から提出される、農地利用最適化推進施策に関する意見書。或いは、農家アンケート等もございます。また議会の皆様とも議論等を通じまして、総合的な視点から、この単独事業の見直しが進めていかれるもの、そういった認識でございます。

○8番（倉本 豊君） その執行部が素案を出すのではないんですか。

○農林振興課長（浅田 徹君） すいません。答弁をちょっと違っていたかと思います。執行部がですね、第1回目の会議に現状の補助事業の概要ですね、これの実績をお示しいたします。これに対して検討委員の皆様から意見をいただきます。第2回の中で、その意見をいただく時にはですね、ほかに提案する事業はないか等も含めております。第2回の中で、第1回目で貰った委員さんからの意見を反映して、この補助事業はこういうふうに変えましょう。この事業を廃止して新しい事業を設けましょう。そういった議論をしております。第3回目が最終的な落としどころと申しますか、そこをご提示することと併せまして、現況の外部環境の変化等も踏まえまして、改めてまた委員さんからの提案事業とかないか、そういったことも踏まえ、この検討委員会の中ではですね、先ほど申しました農業委員さんからの意見書でありますとか、認定農業者との意見交換の場が出た意見、これら等もお示ししながら、検討を進めていく、そういった流れになります。

○8番（倉本 豊君） ということは、例えば、私が今回提案することも反映されていくというふうに、少しはですね、反映されていくということに、というふうに理解をしてよろしいのかを伺います。それでないと後の話できません。

○農林振興課長（浅田 徹君） あまりにも具体的なことはですね、お伝えしてありませんが、こういった意見がっておりますっていうことで説明をしておりますので、あとはもうそれを検討委員会が受けとめられて、どう提言或いは答申されるかといったことになろうかと考えます。

○8番（倉本 豊君） そこでですね、答申をされますね、それを今度は町長が見て最終的には町長が判断をされるということだと思っておりますが、その時に、例えばその要項の中にですね、答申はこうだけでも、町の考え方は絶対こうでなければいけないからというようなことで、再度町長がそこで答申を変えるということが今まであったのかなかったのか。おそらく私は可能、最終判断は町長ですんで可能ではないかというには思っておりますが、過去はそういうことがあったのかなかったのか、町長の記憶でよかです。

○町長（長谷和人君） 現在動いておりますのが令和5年からでしたか、の分で今年度で終了ということで今新たな検討委員会の中でご協議をいただいておりますのでございまして、経過については、先ほど課長が答弁したところでございます。その中で、検討委員会の意見も踏まえますし、それから農業委員会から聞いておりますけれども、農地利用最適化の施策の意見書もお伺いするというふうになっているようでございます。また農家のアンケートの部分もあるようでございますので、これらを受けまして、これまででもですけども、現在11の単独事業、優遇政策と言いますか、それを設けておりますので、今度どういうのがちょっと出てくるのかはつきりわかりませんが、これまでも出てきた内容から少し内容を変えさせていただいて、今の現在に至っているものというふうに思っておりますので、今回もいただきました分についての答申、併せまして、それを総合的に調整いたしまして、議会のほうにもお示ししていただきまして、総合的な視点から、議員の皆様方のご意見も伺わせていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時57分

再開 午後2時08分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

一つ、農業振興に関する町単独補助事業について、倉本議員の質問の途中です。

発言を許します。

○8番（倉本 豊君） 今農業振興検討委員会のことについてお尋ねをしておりますが、先ほど言っておりますとおり、段取りと言いますか、流れ方についてはそういうことである、最終的には町長がそれを、決定を、政治的な判断を含めてやるということで理解をいたしました。でですね、ちょっと前後しますけれども、検討委員会の最初申し上げました、検討委員会からの答申を基本に農業振興制度を確立しながらやっていくという、町長の所信表明ですよこれ。おっしゃっておりますので、昨年度検討委員会が全くされていなかったというのがちょっと問題かなと思っております、通告していませんが、町長がせっかくですね、検討委員会が出てきた答申、諮問をされなかったから、その検討委員会がされていないということはありますが、所信の中でこういう発言をされておるんであれば、何らかの検討委員会に諮問することは、この補助事業だけでなくてですよ、総合的な農業政策に関してでも、検討委員会に何かをお願いすることがなかったのかなというふうに感じておまして、今後はですね、せっかく私は非常に良いメンバーが揃っておられると思っております、検討委員会にですね、町長が思われている農業施策の

私はこうしたいんだけどっていうようなことがあれば、そういうことも含めてですね、その補助制度だけでなく、そういうことも含めて検討委員会に一応投げかけてみられたらいかがでしょうかというご提案でございますが、いかがですか町長は。

○町長（長谷和人君） 大変前向きなご発言いただいたところでございまして、まずこの検討委員会につきましては、制度の切り換えと言いますか、それに合わせながら、私のほうで諮問をさせていただいて、それを答申いただくというパターンでございましたんで、これ今単独の事業のみならず、農政全般に渡るいろんな課題等があった場合については、この検討委員会に投げかけてみないかという話でございますので、そういう事案等があった場合につきましては、そういう前向きな形ですね、私もこの検討委員会の皆様方、湯前町の中で先進的な農業されている方ばかりがいらっしゃいますので、しっかりと前を向きながら、対応させていただけばというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。

○8番（倉本 豊君） そこで先ほどの中心経営体の導入事業等々、機械の導入等々に関しての要旨のところですね、私はちょっとお尋ね、ご提案をしたいというふうに思っておりますが、この中でですね、補助額がですね、以前は確か300万円の限度額だったと思うんですが、200万円下がっております。これ私も何人かからの意見の中にあっただんですが、これ下がった理由について何かあればお尋ねをいたします。何かあるから下がったんでしょうから。

○農林振興課長（浅田 徹君） 農業機械の補助の上限額が令和3年度までですかね、300万円。これが現行の制度では200万円、新たに認定を受けた法人は300万円となっているところでございますけども。この上限額が一般的には下がったということでございますけども、明確な資料がございませんでしたので、聞き取りや推測でのご答弁となります。まず理由としまして2点ございまして、1点目が令和元年度から4年度までの農業機械と施設の導入事業の実績におきまして、各年度ですね、補助金額の平均額が200万円を下回っておったということが1件でございます。で200万円あれば十分じゃないの、そういった意見だったのかもしれませんが。2点目がですね、現行の事業で新たに認定農業者等以外の経営体への支援メニューを予算付けしたということがある、これらを考慮して、上限額を引き下げたものではなかろうかと、そのように考えております。

○8番（倉本 豊君） ということは、利用者も結果的にもう1つの認定、前回は認定農業者だけだったと思うんですが、それを幅広く拾うために、担い手に位置付けられる人まで広げていった場合に、今財政的なもんかもしれませんが、そういうことで差が、300万円を200万円に下げたというような理解でよろしいんですかね。何か反論があれば。

○農林振興課長（浅田 徹君） 反論ではございませんけども、検討委員会の意見の中でですね、この町単独の農業振興の補助金、これは血税という言葉がよく飛び交います。

投資を受ける側の覚悟といったご発言もあろうかと思えます。そういった意見も踏まえての減額といった面ももしかしたらあったのかもしれない。財政というお話がございましたけども、一般的にやっぱ皆さん財政が厳しいということは重々認識されておりますけども、当然農業振興に特化した検討委員会なので、検討委員会で考えるしっかりとした意見を述べる。これも基本スタンスで申されておられます。財政が厳しいから額を減らそうとかそういった考えではなかろうかと、そういうふうに感じております。

○8番（倉本 豊君） 私はですね、今30パーセント、300万円と言いますともう900何十万円、1,000万円近い、入れた時にはもう、満額は300万円になるわけですね。今非常に機械が値段も上がってきていますし、そういう観点からいきますと、300万円は残して欲しかったなという思いがありますので、私がお提案したいのは、認定農業者の中心経営体導入支援事業の認定農業者のほう、これについて私は300万円が良いのではないかなと。そして、こちらのその他の経営体、これに関しましてはもう100万円でも良いのではないかなと。これ非常に小さい経営者の方も対象になっていくというふうに思いますんで、ここはもう100万円でも良いのかなというふうには思っておりますが、一応こういう提案を私はしておきたいというふうに思います。それから、もう一つ一番問題なのですね、面積要件なんですね。今の要項によりますと、先ほどの認定農業者に対しましては、補助を受けてから5年間の間、5年後までに1ヘクタールを増やすこととなっております。1ヘクタール、1町ということは、相当な面積になるわけですが、もう私は認定農業者でないものであれですが、私ぐらいの経営でもですね、1町増やすのはとてもできません。それで補助を諦めたという方の意見をかなり聞いてますんで、この面積要件をとにかく私は今回に思ったのが、外すことができないのかなというふうに思っています。その他の経営体でも5反以上を増やす。或いは施設導入については、3反以上は増やすという補助要件がございますが、これについて課長の見解ではなくてこれは町長かな。町長の見解を聞きたいと思えます。

○町長（長谷和人君） 中心経営体のいわゆる認定農業者等につきましての補助要件ということで、補助を受けてから5年後までに経営面積を1ヘクタール以上増やすことというのが条件というふうになっておるところでございます。この件について、最終的に私が確認させていただきまして、こういうふうに決めさせていただいたところでございますが、いわゆる、先ほど課長の答弁の中にもございましたけども、一般会計の真水を利用して、生産農家の皆様方に血税の分配しておるところがございまして、補助を受けられる農家が資産保持的に自分とこの農地面積のみを、いわゆる耕す、耕作すると、これではやはり平等にはならないのではなかろうかというふうな思いがございまして、認定農業者でございますので、それなりの経営面積は持ってらっしゃるはずなので、1ヘクタールということで落ち着いたところがございます。今後の件につきましても、

先ほどの休憩前のお話ありがとうございましたけども、今後検討委員会の中でどのような答申案が出てくるのか、多分この中心経営体の部分につきましても、答申案が出てくるものというふうに思っておりますので、それを踏まえながら、それから先ほど答弁しておりますように、出ました内容につきましては、農業委員会のほうも出てくるようでございますので、それを踏まえて、議員の皆様方にもお話をお聞きして、総合的な視点からですね、施策を検討していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○8番(倉本 豊君) なぜこれ撤廃したほうがいいっていうことで言いますとですね、もうほとんどの農家、今精一杯の面積をこなされながら経営されているというふうに思っています。例えば、5年後に1町増やしきれぬ農家、湯前に何件あるだろうかというふうに考えたときにですね、それよりも面積は、血税という言葉を使いましたが、私も結局は、補助を受けられて、経営が安定されて、最終的には税金として、何年かかるかわかりませんよ。で、また帰ってこればいいだけの話ですんで、あまりもう血税だから、血税だからというふうにやっていくのはいかなものかなというふうに思っています。そこでですね、冒頭申し上げましたちょっと私は負けたところがありますよという話をさせていただきますが、実はですね、水上村が今度新規事業で産業振興施設等整備事業補助金というものを創設されております。この中身を見ますとですね、認定農業者、新規就農者が対象なんです、補助率がですね、どういう意味なのかがちょっとわからないんですが、前年度所得300万円以上の方については、補助率が50パーセント、限度額が200万円。前々度の所得が300万円未満。300万円いってない方、これは、補助率が75パーセントなんです。で、限度額300万円。これについては、面積要件等々は一切付いておりません。で、水上がやっているから湯前町もやれては言いませんが、こういう考え方もある。こういうことをやっている町村もある。ということを1つ頭に置いていただきたい。もうちょっと不適切な発言かもしれませんが、一般的なこの補助金貰われた方に対する考え方の中で、妬み関係もあるのかな。それから、ケチケチして出すような補助金なら止めたらいいと言うのが私の考えですんで、出すほうも、受けるほうもですね、気持ちよく、そして町の農業の発展、そしてひいては地域の経済の発展になっていくわけですんで、そういうことで考えますと、こういう、ほかの縛り関係は私は別に良いと思っております、1回貰えば3年間だめですよとか、ほかに色々年齢要件とか、そういうことはもう全く良いと思っておりますが、ただこの面積要件に関しては非常にノルマが高いものですから、そういうことも含めましてですね、今後十分なる検討をしていただければなというふうに思っておりますので、ここでそのことについてのご答弁をお願いします。

○町長（長谷和人君） 今の水上の事例をお話を聞いたところ、私初めて、すいません。初めて聞いたところまでございまして、面積要件がないというお話でございました。今回先ほど答弁いたしましたように、どういう答申案が内容が入ってくるか全くまだ私も見ておりません。中心経営体のいわゆる認定農業者の部分、面積要件等がございすけども、1ヘクタールというのは、一部それも含めてでございすけども、面積要件、今申請される農家の面積要件によってですね、パーセンテージ、これらもその1つの考慮の中に入れてもいいのではなかろうかなというふうに思っております。中々にその1ヘクタールというのが厳しいというふうなお話も今お聞きしましたので、その点も含めながらですね、再考が可能であれば、そういうふうにして、できるものであればですね、対応もやっていけばというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○8番（倉本 豊君） 考え方が色々あってですね、面積要件を上げれば、補助率も上げますよ、下げれば補助率下げますよという考え方も当然、今町長答弁なさったような考え方もありますが、逆に達成したら上乘せしてあげますよという考え方もあるわけで、それ一概にどうこう等はまた違うのかなというふうに私は思っております。で、今述べたようなことが、私の今回のご提案ですので、次に要旨3のほうに入っていきたいというふうに思います。新たな補助制度を創設する考えはないかということでございますが、昨年12月、私一般質問の中で、スマート農業の質問をいたしました。その時の答弁がですね、ドローン防除も含めて、前向きに協議を進めていきたいという答弁をされております。その協議をなされたのかについて内容を含めて、ご答弁をお願いします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 先ほどの遠坂議員に対する答弁と重複する部分もあろうかと思えます。スマート農業の支援ですかね。こちらにつきましては、当然今後必須となってこようかと思っております。またドローンの導入につきましてはですね、現行の補助事業でも可能というところまでございます。すいません。当然、検討委員会の中でも、2番目の話題ですね。それからもうすでにドローンの導入、要望も挙がっておりますので、当然議論はしております。

○8番（倉本 豊君） 協議されておるということですが、私は前回も言ったんですが今の現行のですね、補助制度の中ではドローンのいわゆる免許に関して、最高2万円のあれしか当てはまらないなと思っております、農耕車免許取得しか当てはまらないなと思っております、これ新たにですね、作っていく考えはないのかなと思っております、実は以前、無人ヘリ。前回も申し上げたんですが、これ調べてみましたら平成11年、10年か11年頃から無人ヘリの免許補助があつて、私が議員になったのが20年ですんで、その後何年かはあつたように記憶しています。12~13年、多分続いてきた補助事業だったんだろうというふうに思っていますが、その時の補助要項等々がわかりませんのでよくわかりませんが、そういうことであの当時は当然ドローンがございませんでしたので、

無人ヘリで当時組合を作られて、その組合員の方々の免許取得のための補助を作ったと。非常に皆さんほら、現在もされておりますけれども、助かっておられる、本当に良い補助制度だったんだろうというふうに思っています。ところが今後はもうドローンのほうに移行していくのではないかなと、いろんな要件がございますので、無人ヘリに関しましてはもうとにかく1件当たりの価格単価が高うございますので、それよりもドローンのほうが取り組みやすいと言いますかね、そういうことで、だからといって10人も20人も申請されるわけではないとは思いますが、ぜひともですね、ドローンの導入も含めてですが、導入するには免許が必要ですので、その免許の補助制度を創設されてはいかがでしょうかというご提案ですが。これは課長でも大丈夫と思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） スマート農業の中のドローン操縦資格、研修が必要なわけでございますけども、検討委員の方でですね、すでにドローンを使っておられる委員さんもおられますので、当然そういったお話もあったところなんです。現況で必ずやりますとは言えませんが、検討委員会の協議の中ではドローンの操縦資格に必要な、いわゆるソフト費用、これを支援の対象にするというところで現況の研修等が2万円ですかね。それを上回る経費が掛かるかと思っておりますので、それなりの補助制度を検討しているところとなります。

○8番（倉本 豊君） 私が聞いた範囲では、大体24万円～25万円ぐらいから30万円程度掛かるというふうに聞いております。そのドローンの免許取得にですね、多分当時、もう平成の10年ぐらいの頃も無人ヘリの議長等々に話聞きますと、やはり30万円ぐらいは掛かっておったと。その当時でさえですね、その時が多分半額補助だったのではないかなというふうな、全額だったかもしれません。ここ調べてもらえばわかるかもしれませんが、とにかく半額ぐらいの補助はやはりしてやって良いのではないかなというふうに私は思っていますので、検討委員会の中で、もしそういう話が出ればですね、こういうご意見もございませぬぐらいのことで、ぜひ創設をお願いしたいというふうに思っていますが、町長いかが考えられる。

○町長（長谷和人君） ドローンの導入整備につきましては、先ほど課長が答弁しているように、現行の農業機械導入支援事業、これでドローンの支援も補助対象にしたいというふうに思っておりますし、もう現況、具体的な事業要望等も先ほど課長が言っておりますようにあっておりますので、これは進めてまいりたいと思っております。それからドローンの免許取得、これについても検討委員会の中でお話があると思うので、これも前向きに対応していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○8番（倉本 豊君） ぜひそういうことでお願いをしておきます。ほかにですね、町として、最後になりますけれども、町として、何か新たな補助事業を作るというお考えがあれば、お尋ねをいたします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 新たな事業ということでございますけども、会議の中で町側からお示ししましたのがですね、畦畔の撤去とか畦畔の改良、国の採択にならないような小規模なやつですね、これと環境保全型農業直接支払金、これに上乘せをしてでも、有機農業を広めかすといった、そういったことも検討したわけでございますけども、今のところは既存のメニューの拡充なり、内容変更、それから先ほど申しましたドローンの資格、これらについては、新規事業になること、かように思っております。

○8番（倉本 豊君） ぜひですね、頑張ってくださいましてっていう言葉が適切かどうかわかりませんが、今厳しいと言いますか、国策がこういうことだったですから、農業の後継者がおらない状況になっておりますので、ぜひですね、農業を活性化しますように、皆さん方のご知恵も、それから検討委員会の方のご知恵を借りながら、前向きに進めていただければというふうに思っております。ということで、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、農業振興に関する町単独補助事業について、倉本議員の質問が終わりました。

以上で倉本議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長（金子光喜君） お諮りします。

委員会調査、議案調査のため、明日12月12日から12月15日までの4日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月12日から12月15日までの4日間を休会とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） お諮りします。

ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、12月16日、午前10時に開きます。

議事は、一般質問、議案審議等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後 2 時 3 8 分

第 2 号

12 月 16 日 (火)

令和7年第10回湯前町議会定例会

[第2号]

令和7年12月16日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | 承認第 4号 | 専決処分承認について（和解及び損害賠償額の決定について） |
| 日程第 3 | 承認第 5号 | 専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について） |
| 日程第 4 | 議案第72号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 5 | 議案第73号 | 湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第74号 | 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第75号 | 湯前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第76号 | 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第 9 | 議案第77号 | 湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第10 | 議案第78号 | 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について |
| 日程第11 | 議案第79号 | 令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第12 | 議案第80号 | 令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第13 | 議案第81号 | 令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第14 | 議案第82号 | 令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について |
| 日程第15 | 議案第83号 | 令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）について |
| 日程第16 | | 委員会報告 |
| 日程第17 | | 議員派遣について |
| 日程第18 | | 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第19 | | 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第20 | | 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第21 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について |

2. 応招議員

1番 田山幸平
3番 西靖邦
5番 椎葉弘樹
7番 味岡恭
9番 山下力

2番 吉田精二
4番 遠坂道太
6番 森山宏
8番 倉本豊
10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のため出席した者

町	長	長谷和人	副町長	清藤浩文
教	育	長 栃原秀明	総務課長	西村洋一
税	務	町民課長 黒木博行	保健福祉課長	佐藤由美子
建	設	水道課長 高木堅介	企画観光課長	伊藤賢一郎
教	育	課長 赤池寛子	農林振興課長兼農業委員会事務局長	浅田 徹

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 現在の出席議員は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和7年第10回湯前町議会定例会、第6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（金子光喜君） 日程第1、「一般質問」を行います。

一つ、「暮らしの便利帳」のリニューアルと広報について、椎葉議員の質問を許します。

○5番（椎葉弘樹君） おはようございます。質問事項1、「暮らしの便利帳」のリニューアルと広報について、一般質問を行います。

要旨1、「補助金などの支援」や「体育・文化サークルの紹介」、施設の利用方法など、町民の暮らしに便利な情報を総合的にまとめた「暮らしの便利帳」をリニューアルし、全世帯に広報する考えはないかについてお尋ねします。今年度、支援制度一覧を全戸に配布いただき、有意義な取り組みだと評価しています。この一覧にある補助金などは、町の支援制度の一部、点に過ぎません。暮らしの便利帳は総合計画の情報化社会への対応と参画と協働の推進を実現する全体像、面として提示する手段です。手続き施設、地域サークルなど、支援制度の網羅は、住民の参画と協働を推進し、暮らしの質、QOLの向上に繋がります。町ホームページは、情報が散逸し、住民には使いづらい状態です。補助金ナビの掲載はわずかに数件、妊娠・出産の手続きは0件です。移住者からは、情報探索に時間がかかる。高齢者からは1冊にまとめて欲しいなどの声があります。企業版の暮らしの便利帳は、発行から約6年が経過し、内容の陳腐化は否めません。そこで担当課にお尋ねします。補助金、各種手続き、施設案内などの支援情報について、住民や移住希望者が迅速かつ容易に把握できる仕組みは十分に整備されていますでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 暮らしの便利帳につきましては、企画観光課のほうで、当時窓口になっておりまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。椎葉議員ご指摘の活用の仕組みの整備ということでございますけれども、この暮らしの便利帳につきましては、令和元年に発行いたしまして、日常の各種手続や行政情報、医療、福祉、観光、生活相談窓口など、町民の皆様の暮らしに必要な情報を1冊にまとめ整備したものでございます。発行に当たりましては、行政の財政負担を伴わない形で実施をし、町内外の多くの関係事業者の協力をいただきながら作成したところでございます。議員ご指摘の高齢者や移住者、さらには事業者の皆様が迅速かつ容易に情

報を把握し、活用していただける仕組みが十分に整備されているかという点につきましては、便利帳の掲載内容が、一定の役割を果たしたものと認識をしております。一方で、発行から社会情勢の変化や行政手続きのデジタル化、暮らしのニーズの多様化が進む中、情報提供のあり方については、紙媒体のみならず、町ホームページやSNS、広報誌、移住定住サイトなど、多様な手段を組み合わせながら、よりわかりやすく、必要な方に確実に届く工夫が一層求められると考えているところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 次に、過去の答弁との整合性を伺います。令和4年6月議会で暮らしの便利帳の見直しについて質問し、町ホームページを充実したいとの答弁があり、心強く感じました。そこで担当課にお尋ねします。町ホームページに掲載している、暮らしの便利帳コンテンツの充実について、現在の進捗はどのような状況でしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 暮らしの便利帳につきましては、民間企業が作成される情報誌でございますので、暮らしの便利帳そのもののコンテンツ充実は、民間企業がリニューアルされない限りできないものと考えております。暮らしの便利帳に限って答弁するならば、進捗はないというところでございます。ただし本町の情報発信の手段は、月1回の広報紙ゆのまえ、月2回の旬報発行、広報・旬報の配布時に回覧やチラシの配布、またホームページ、LINEの活用、また対象者には直接通知をするなど、様々な手段を講じて情報発信に努めているところでございます。議員ご指摘のホームページの強化というか、情報発信の増加というのは、様々な場面でホームページを充実するよう職員に対して指示をしているところでございますが、マンパワー不足、個人スキルの関係、様々なやりたいけどもちょっとやれていないというところもあるのが現実だと思います。本来であれば、都市のように広報課というのを作って、そういったところで取りまとめて、できれば良いんですが、本町は各課個別対応というところで、なかなかこう、そこに所属する町職員次第で今なっておりますので、何らかの対策が必要と感じておりますが、現在の仕事をこなすだけで精一杯という場面もありますので、なかなか複雑な問題があるなど感じておるところでございます。以上です。

○5番（椎葉弘樹君） 先ほどご答弁いただきましたように、町のマンパワー不足であったり、体制の課題というのは否めない事実だと思っております。町長もそこは多分認識されているところだと思います。で、前回配付していただいた、町の支援制度一覧、これ素晴らしいもので、暮らしの便利帳の第一歩としてですね、ご対応いただくことにとても感謝をしているところではあります。ただチラシの形態ですと、やっぱり紙の配布というのは廃棄されやすいっていう、これまでの流れもありまして、ウェブサイトのほうも情報整理がまだ追いついていないという状況だと思います。令和6年6月、12月議会で提案した、地域のサークルのガイドブックについて、見える化を前向きに検討するとの答弁がありました。今回の暮らしの便利帳リニューアルは、その内容を入れ込む

絶好の機会だと考えています。地域サークルの連絡先や入会方法は不明なままです。町文化祭で入会案内が配布されていましたが、住民全体の周知にはなっていません。社会体育も同様であり、入会案内を調べるのは手間がかかります。どこか窓口があれば良いんですが、そのお問い合わせ窓口を今明示されていないところです。そこで担当課にお尋ねします。地域活動、サークル活動等に関する情報について、住民への見える化の取り組みは、現在どの程度進んでいるでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） 地域活動に関する情報の発信につきまして、教育課関連部分についてお答えいたします。地域住民による、幾つかの活動団体がございませけれども、住民の皆様が一目でわかる形で情報が整理されてはならず、令和6年度からの状況は変わらないところではあります。会員の募集案内、イベントの告知や募集、活動の状況などの発信につきましては、広報・旬報・回覧を活用しまして、地域住民へ周知を図っているところであります。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 地域活動に関する情報発信につきまして、保健福祉課関連の現況をお答えいたします。保健福祉課所管の地域活動としましては、高齢者の介護予防事業関連、子ども子育て支援関連、母子保健関連、障害福祉関連など、町が主催するものや地域ボランティア団体様の活動など様々がございます。現時点で、この地域活動を当課で一覧表にするなどして、一括して住民向けに周知する取り組みまでは行ってはおりません。ですが、地域住民を対象としました、関連活動につきましては、広報ゆのまえや月2回の旬報・回覧、町や関連ホームページの活用をしながら、必要に応じては、個別に通知対応するなどし、対象者に応じた様々な手段でタイムリーな情報発信に努めているところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 今お二方の課長のほうからご答弁いただきました。つまり、個出しでの情報発信はできていますが、一覧としては、まだ今のところはないという状況だと思います。公共施設の利用方法にも課題があります。利用日時、料金、空き状況、予約可否などを迅速、容易に把握するすべがありません。今回は、町主導でウェブでの情報整理から冊子化。そして、その連携へ進む段階的なアプローチをご提案します。町主導は経費はかかります。しかし、リアルタイムに修正、カスタマイズでき、ウェブサイトで公開できます。前回のように、民間主導型の暮らしの便利帳だと、それがちょっとできない、でも町主導であればそれが可能になるということでございます。大分県の豊後高田市のように支援制度を一覧化し、ウェブサイトと冊子を連動させることは、移住定住促進の強力な武器となります。福岡市では、都市の魅力をデータブック化することで、冊子とウェブサイトとを完全に連動して、移住者を呼び込んでいます。現状の町の支援制度一覧だけでは、町の魅力は伝えることができません。そこで担当課に簡単な質問をします。町の支援制度について、ウェブサイトと冊子を連携する前に、まずはウエ

ブサイトの情報整理から始めることについて賛同できますでしょうか。賛同できるか、できないかについて、代表して総務課長のほうにお尋ねしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） 議員の今のお話につきまして、賛同できるかどうかというのは、当然賛同ができるところでございます。ただしやはり、実際補助金一覧につきましても、議会のほうからご指摘がありまして、2年前から作成をするようになったんですが、4月のちょうど今年度初めの時期に、それじゃ誰に振ろうかと思った時に、周りを見渡した時に、振れる状況ではないというところで、過去2年間は私が作っておるところでございます。やりたいけどもやれないっていうのが本音というところもあります。それを理由にはできないところでございますので、できる限り頑張ろうというところで職員やっておりますが、ホームページ自体も議員ご指摘のとおり、住民の人向け、観光で来られる人向け、混同しておって、なかなか見づらいというのは理解しておりますので、そういった体制づくりも必要かなというところで、考えておりますが、前回のリニューアルの時も、相当な金額も掛かっておりますので、ちょっと二の足を踏んでいるというのが現実でございます。以上です。

○5番（椎葉弘樹君） 賛同できるけども、マンパワー不足がちょっとネックになっている、課題となっているというところがもう本当に浮き彫りになっているかと思えます。特に若手住民や移住希望者はネットを中心に情報を収集します。マンパワー不足だからといって、それをおろそかにするわけにはいかないのも現実であります。まずは、ウェブサイトの情報整備から改善していく必要があるんじゃないでしょうか。そこで町長にお尋ねします。暮らしの便利帳に相当する、町の支援情報をウェブサイト上で誰もが迅速かつ容易に閲覧し、活用できる環境へ整備していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回の椎葉議員の一般質問に伴いまして、私も改めてホームページのほう確認したところでございます。確かに情報が散らばっているというところは感じたところでございます。入口が1か所でなく、中身を確認できれば見やすいのかなということも思ったところでございます。ただ技術的なことは、私もよくわからないところでございますけども、現在のホームページで対応可能であるか、また一旦、担当課のほうに調査させまして、費用が掛からないようであればですね、令和7年度につきましては、もう残り3か月ほどしか残っておりませんので、8年度に入ってから、新しい情報でわかりやすく掲載することができるのか、または、その際には、軽微な改修が必要な場合につきましては、令和8年度に予算を補正予算等を計上するのか、そんな取り組みはやりたいというふうに考えたところでございます。ただし先ほど言いましたように、調査の結果次第によってはですね、本格的な改修が必要ということであれば、先ほど総務課長が答弁しましたように、現在のホームページした時も高額の費用が必要になっておりますので、現時点では時期的なっていうことは申し上げることはできないわ

けでございますけども、次回リニューアル時期におきまして、議員のご指摘の内容につきましても、ホームページを構築していけばというふうに思っておるところでございます。なおそれまでには、先ほど答弁がっておりますように、様々な手段を活用しながら、町民の皆さん方に情報を行き渡るように詰めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） 私は大幅なりリニューアルを考えているわけではなくて、まずは情報の整理、要は1か所である程度完結できるような情報の集約化、今あるホームページを活用してできないかといったところをご提案しておりますので、まずはその情報の整理からやっていただけないかというところでございます。それができると、初めて暮らしの便利帳のほうにも繋がってまいりますので、それが将来的に連動できないか、そこもちょっと視野に入れていただけないでしょうか。あと先ほどから総務課長のほうより、マンパワーの話ありましたが、具体的な運用体制としましては、やはり、総務課か企画観光かどちらかがリードして、ハブ的な機能をやっていかないと、これはなかなか難しいんじゃないかと思っております。各課の新たな負担ではなくて、行政情報を一元化し、発信方法を標準化するプロセスづくり、これが重要ではないかと思っております。最終的には、内部の業務効率化にも繋げる必要があります。そこでまた簡単な質問を総務課長のほうにしたいんですが、総務課等がハブとなり、情報を一元化する体制、できるだけ簡素な仕組みで、一元化していく体制を整える考えはあるか、ないかについてお尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） なかなか難しい問題ですが、本町、職員数の不足というのは顕著でして、人事を預かっております総務としましては、ほかの課の不足だということに対応しなければなりませんので、総務課のほうを一番に減らしているというところが現実にありますので、これ私の認識が足りないのかもしれませんが、簡潔に簡素化した組織ができるかというところは、即答できないところもございますが、当然検討していかなければならない内容であるというところでございます。主担当を設けて、そこでコントロールしていくというのが一番良いと思っておりますが、結局実際の担当がその気にならなければ情報が上がってこなければできませんので、そういったところの職員全体の意識改革も併せてしなければいけないなと感じておるところでございます。実際対象者に通知、広報への周知、旬報への周知、そういったところで今のところ手一杯になっているところがございますので、次のホームページに行き着いていないというのが事実でございますので、そういったところの研修等も行いまして、そのホームページにアップするのがそう難しくないという意識付をしていきたいと思っておりますので、一朝一夕になかなか進まないとは思いますが、粘り強く、そういった研修等も行っていきたいと考えております。

○5番（椎葉弘樹君） 例えばですね、補助金一覧で出していただいた各項目があるんですが、それをまず寄せ集めるというような作業ですね。例えば、補助金一覧に50個あったら、その50個のページがホームページには載っていて、それを集約するだけの作業からスタートされても良いのかなと思います。それであればもうすでに情報発信されているページはございますので、もうそれを集めるだけの作業、そんなに手間かからないのかなと思っております。ただ補助金とか何かやった時にはしっかりとホームページ用にページを掲載するっていう仕組みはやっていただきたいなと思うところです。ただやっぱり、何回もマンパワー不足とか聞かれると、やっぱり人的な対応というのにも必要になってくるかと思うんですが、体制づくりも含めて、町長、今時点の考えとして、そのマンパワー不足どのように解消して、どのように情報発信の体制を作っていくのかについて、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほど椎葉議員のほうから今回のホームページ関係につきましては、大幅なリニューアルでなく、情報の整理から始めても良いんじゃないかというふうなお話でございました。そしてまた一元的にプロセスづくり、体制づくりも重要でないかというふうなお話でございました。内部におきましても、それぞれの課におきまして、それぞれの情報の仕方、紙媒体とかですね、それぞれ戸別毎に世帯ごとに通知を出したりとかという丁寧な業務を実際今やっているところでございます。ですので、先ほど総務課長も答弁しておりますように、それにもう1つ、一段上のやつをやっぱりのしかけると負担が職員にかかってくるということもございます。どこかの窓口を設定すれば、それも解消するのかなというふうにも思っているところでございますけども、現状どこの担当かというのもまだ決めておりませんし、それから今後どのような形ですすね、町民の皆様方に、いわゆる行政の情報をいかにちゃんと浸透するのか、それもかかっているんじゃないかというふうに思っております。ちょっと悲観的なことを申し上げるところでございますけども、広報・旬報等をせっかく世帯のほうに配布してもですね、中には多分見られずにそのまま何て言いますか、そこに置かれて、そのままになっているという状況もあるのかなと、要は町民の皆様、全世帯、もしくはまた個人におきましても、必ずやっぱり行政情報につきましてはしっかりと見ていただく、こういう植え付け方も実は大事じゃないかなというふうにも思っております。そういうのもちょっと実は私聞いたところでありまして、実はそれを広報・旬報で出しておりますよと言ったら、「じゃっかな。」というふうな回答が実は返ってきましたので、今の私がそういうふうに答弁したところでございます。ただどちらにいたしましても、先ほど答弁しましたように、しっかりと情報関係については、町民の皆様にお知らせしていきたい。ここは重要な手段だというふうに思っておりますので、そちらも含めながら、前向きに検討してまいりたいというふうにも思っているところでございます。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） 私もですね、マンパワーが不足しているから増やせとかいうのは要求はしません。今あるリソースの中でいかに効率的にこの情報を集約できるか、この仕組みづくりが大切でありまして、それが1回できてしまいますと、あとはスムーズに流れていくのかなと思っておりますので、最初は少しマンパワーをかける、もしくは残業したりして負担をかけることになるかもしれませんが、最初の立ち上がりを何とか上手く体制づくり整えていただければと思います。あとDX推進においては、デジタルデバイドの配慮も不可欠です。過疎計画にもデジタル格差解消が示されておりますが、もうしばらくは冊子による情報提供が必要です。これは先ほど町長から広報・旬報の周知言われましたが、それも重要な役割であります。特に高齢者にとっては、この1冊があれば、役場に電話しなくても、生活上の疑問が解決できる安心感にも繋がります。町懇談会においても、総合戦略などの冊子の配布を希望する意見があったところです。初版作成の労力やコストは理解します。最初はできたところまでの内容で作成し、改訂版で順次対応していくことを提案いたします。これで迅速かつ低コストで継続的な情報提供が可能となります。今の手間よりも将来の便利さを優先すべきだと考えます。概要は冊子で、詳細はウェブサイトという役割分担にすれば、コストも抑制できます。そして、DX推進にも繋がります。支援制度の変更は当然出てくると思いますが、これについては、ウェブサイト側では即座に対応できます。そして、冊子は旬報などと同じ様式で、1年に1回準備ができてから配布することを想定しております。暮らしの便利帳をリニューアルすることで、町の魅力と支援制度をセットで発信でき、住民や移住希望者の背中を押す強力な武器になります。また問い合わせ件数の削減や窓口対応時間の短縮による職員の業務効率化も期待できます。最後に町長にお尋ねします。この暮らしの便利帳をリニューアルした冊子を作成して、全世帯へ配布する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 暮らしの便利帳につきましては、先ほど課長が答弁しましたようにこれ民間企業作成の情報誌でございまして、暮らしの便利帳そのもののコンテンツの充実というのはこれ民間にてのリニューアルをしない限りは、できないというふうに思っております。ですので、刷新となりますと新たな冊子を作成するということになるのではなかろうかなというふうに思っております。先ほど椎葉議員が一番最初にお話をされておりますし、されたんですけども、議会からの要望等もございまして、先ほどから何回か出てきておりますが、各種制度の一覧表も実は各世帯に配布しております。これらを基本にそれぞれのアイテムの詳細、先ほどちょっとお話もされたんですけども、そのアイテムの詳細というのも実はできるのかなというふうにも思ったりするところがございます。いずれにいたしましても、その担当課がですね、さらに説明するっていうこともですね、これから対応していかなければならないというふうに思っております。またホームページにつきましても、これも先ほど答弁しておりますが、経費等がどうす

るのか、改修がどのようにかかってしまうのか、これ更新というか、リニューアルという言葉を使うのがいいかもしれませんけども、こちらの部分も経費もよく見ながらですね、対応していかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。ただいずれにしろ、先ほど答弁しましたように、様々な手段を活用しながら、町民の皆様方にですね、新しい行政情報も含めて、お伝えしていかなければならない。こういうことは一番大事な基本の部分かなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君）　すでに補助金につきましては、支援制度一覧がもうでき上がっておりますので、あとはこれにですね、少しずつ肉付けをしながら、施設の案内一覧とかですね、或いはその地域サークルへの入会の案内とかですね、そういうのを少しずつ肉付けしていくことを考えていますので、ぜひその様な取り組みをご検討いただいて、冊子の全戸配布に向けて取り組んでいただければと思います。結びに、今回の提案は、冊子を作るだけの提案ではありません。暮らしの便利帳に関する情報整理は、未来の移住者を呼び込む投資であり、職員の負担を減らす業務改善であります。DX推進の第一歩として、確実な実行を期待し、質問を終わります。

○議長（金子光喜君）　一つ、「暮らしの便利帳」のリニューアルと広報について、椎葉議員の質問が終わりました。

次に、一つ、持続可能なまちづくりに向けた建設業の担い手支援について、椎葉議員の質問を許します。

○5番（椎葉弘樹君）　復唱になりますが、質問事項2、持続可能なまちづくりに向けた建設業の担い手支援について、まず冒頭に建設業に限定した町独自の支援制度は、これまでなく、この関連質問が本格的に取り上げられるのは初めてかもしれません。執行部にとって着手しにくい案件かもしれません。林業支援と同じ仕組みを想定していたものの、建設業には間接費のメニューが複数あるため、防災力向上の視点で内容を見直してみました。建設業の利益は、平時の経済活動の対価です。今回提案するのは、担い手確保を見据えた、有事の備えに対する公的支援です。この一般質問では、今後の支援の必要性を確認させていただきます。

要旨の1、地域の安全とインフラ維持を担う建設業の育成及び確保を図るため、林業事業体と同様の支援を展開する考えはないかについてお尋ねします。町の建設業防災協力会は、災害時の初動対応を担う実働部隊です。その担い手である町内建設業の就業者数は減少が続いています。町の安全を支える町内の建設業の技術と経験は、今厳しい状況に置かれています。総合計画の基本目標は、命を守る安全安心のまちづくりです。南海トラフ地震などの発生確率は高く、本町は常に災害の脅威にさらされています。担い手減少による初動の遅れに加え、いざという時に動かせる機材と人が町内にいないという物理的な欠乏を懸念しています。そこで担当課にお尋ねします。町内建設業における

担い手の現状をどう認識されているか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○建設水道課長（高木堅介君） まず町内建設事業体の現状についてですね、まず本町に指名願を提出されている土木工事一式の有資格者数とその技術者数についてお伝えしたいと思います。まず10年前、平成27年度の業者数はですね、7社に対しまして、今年度令和7年度は5社ということで2社の減となっております。また技術者数につきましては、平成27年度58人に対しまして、令和7年度は42人で16人の減となっております。次に、国勢調査の結果からですね、湯前町民の中の建設業従事者数をお伝えします。平成22年の185人に対しまして、令和2年は152人で33人の減となっております。さらに、その年齢別の内訳人数を見ますと、39歳以下が平成22年が38人、従事者総数の20.5パーセントに対しまして、令和2年は20人減の18人ということで、率で11.8パーセント。それから逆に上のほう60才以上を見てみますと、平成22年は41人の22.2パーセントに対しまして、令和2年は、28人増の69人。率で45.5パーセントとなっております。このようなことから、日本全国に共通することであると思いますが、人口減少と少子高齢化、それに伴いまして、建設事業体の数も担い手も減少傾向であります。また建設業従事者の高齢化が進んでいるものと認識しております。

○5番（椎葉弘樹君） 建設業の担い手不足の現状というのは厳しいと感じてはいたんですが、もう平成27年ですね、比較を見ましても、本当にさらに厳しいんだなということに改めて実感したところであります。これ先ほどありましたとおり、全国的な傾向であります。国土交通省の統計によりますと、建設業者の数のピークから約30パーセント現状減少しておりますし、2025年には、労働者が約90万人不足するという予測があります。いわゆる建設業の2025年問題ということです。そこで担当課にお尋ねします。建設業の担い手不足は、インフラ維持や災害対応にどう影響するのでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 建設業の担い手不足が進行した場合にはなりますが、建設業の廃業も増えてくる、進むことも予測されます。そのことによりまして、建設業の工場の受注可能量が減少したりですね、迅速な対応が困難になることが想定されます。またこれに伴いまして、大規模工事に受注が集中し、町が発注する小規模な工事につきましては、不調不落の発生の要因の1つになることが想定されます。またこのような状況になった場合には、道路や上下水道、農業用排水路などのインフラの維持補修ですとか、整備更新が計画的に実施できず、各インフラの適正管理も支障をきたすことが想定されます。次に、災害対応への影響としましては、例えば、大雨による道路への土砂流出や地震による水道管破裂などの応急復旧を迅速に行うことが困難になり、道路啓開の遅れですとか、上下水道復旧の遅れが生じ、住民生活に大きな影響を与えることが想定されます。

○5番（椎葉弘樹君） 建設業の担い手不足については、今ご答弁いただきましたとおり、もう何か負の要因しかないようにしか聞こえません。まさに本当に厳しい現状が待ち受けているのではないかと思うところがございます。そしてやはり、その産業の衰退だけではなくて、特に本町では、技術と経験を持つ建設事業者が今5社ということでございますが、その減少は直ちに地域の防災力や住民の安全安心に影響をおよぼしてまいります。地元職人や技術の送出し、公共事業費が町外流出することになり、費用と消費が減少する地域経済の悪循環に陥ります。これは町の存続に関わる重大な問題です。本町にはすでに湯前町林業担い手対策事業という先行事例があります。森林環境譲与税を活用して、機械や安全対策装備品などの支援を行っています。林業が山のインフラを守る産業なら、建設業は暮らしのインフラを守る産業です。これらは町民の命を守る、車の両輪であり、両輪が揃って初めて、町民は真の安全安心を手にすることができます。先行事例の確認をしたいと思います。林業の担い手対策事業について、令和5年度と令和6年度の投資による成果や効果はどうなっているのでしょうか。

○農林振興課長（浅田 徹君） 湯前町林業担い手対策事業補助、これにつきましては、議員おっしゃるとおり森林環境譲与税を事業財源としまして、森林整備を担う人材の育成及び確保を図るため、これ令和5年度より取り組んでおります。町内林業事業者の機械、それから安全対策装備品、それから労働環境装備品購入等の支援を行っているところがございます。まず事業の実績としましては、令和6年度までの2か年度で、町内が4つの事業者に対し、まずチェーンソー・刈り払機などの機械器具が21点。防護衣・冷却ベスト・高性能ヘルメット・防振手袋など、安全対策装備品が125点。それからチェーンソーの替え刃・ワイヤー等も含め、その他の備品として21件。合計167点の導入が図られております。補助率は2分の1で、同じく2か年度で町の補助金としましては217万円を交付しております。これらの事業によりまして、事業者や林業事業者の負担軽減。安全装備の充実を図ることによりまして、林業労働力の確保、それから事業者の安定経営、これらに寄与しているものと考えております。なお町内の林業従事者数ですが、令和5年度の林業統計要覧では76名、そのうち65歳以上の方が割合でいきますと、16パーセントとなっているところがございます。以上です。

○5番（椎葉弘樹君） 林業の担い手支援におきましては、経営の安定もありますし、担い手不足の解消、そして山のインフラを守るための装備品の対応ということで非常に効果がある事業だと私は認識しております。いわゆる先行事例ではなく、もう成功事例というふうに私は極端な言葉申し上げますが、林業においては上手く成功事例として支援対策ができていないかと思えます。建設業には、町独自の担い手対策事業というのが今現状はございません。工事費の積算に間接費を計上できるという考え方もあるかもしれません。確かに令和7年度の国土交通省の通知、国技建管第10号によります

と、熱中症対策費は拡充されました。しかし、ここには防災上の重大な落とし穴があります。国の制度は、例えば、災害時にも役立つ10万円のスポットクーラーを工期1か月の現場で購入した場合、実際に支払われるのは、わずか1,300円ほどの減価償却費だけです。つまり、国は借りて済ませるリースには手厚いのですが、購入、自社保有することには極めて消極的だと考えます。そこで担当課に簡単な質問をします。国の新基準がリースに手厚く、購入、自社保有に消極的な制度設計になっていることについて、そう思われるか、思われなにかについてお尋ねします。

○建設水道課長（高木堅介君） 今のご質問ですが、これは私の今思ったことですが、工事発注しますと、その現場現場で工事内容だったり、工種だったり、もう時期も違いますし、ですから工事の手法、いろんなものも違います。で、その期間に必要なものということでございますので、積算基準では、リースで対応するもの、年中持つておかなくても良いものということではないかと思っております。

○5番（椎葉弘樹君） 私がですね、購入、自社保有に拘る理由というのがありまして、これは災害時の即応性でございます。リースをしていると、いざ、今地震が起きたとしますと、そのリースの機材が手元にないわけですので、その対応が遅れて、その災害時の即応性というのに課題があると思っております。例えば、能登半島地震や西日本豪雨で発災直後の命を救ったのは、リース品ではなく、地元業者が倉庫に持っていた自社保有の機材でした。リース品は、大災害時には被災地に届きません。リース契約書があっても、現物がなければ、町民の命は守れません。購入・所有の穴を埋めるのが、町の役割ではないでしょうか。そこで今回提案するのは、スポットクーラーやジェットヒーター、大型製氷機など、国の追加枠の対象となる機材購入の支援です。機材を購入するメリットを以下に示します。1つは、維持管理費ゼロの防災備蓄です。町が直接備蓄しますと、購入費に加えて、倉庫スペースやメンテナンス費が必要になります。それに伴う稼働も必要になります。建設業への購入支援を行えば、平時は現場で稼働し、常にメンテナンスされた状態の機材が有事には即座に動く防災資産として転用ができます。これは町が多額の維持費や管理リスクを負わずに済む最も効率的な、民間活用型の防災備蓄となります。まさに官民連携の強化による防災備蓄という位置付けになります。次に、担い手確保と誇りです。設備投資の費用を町が支援することで、企業はその資金を賃上げなど人への投資に回し、人材獲得の競争力が向上します。また発電機やクーラーを自社で保有することは、災害時に町を救う装備を持つことを意味し、町の守り手という職業的自尊心を生み出します。この誇りこそが、若者が地域に定着する最強の動機づけとなります。支援額は、林業支援と同様だと考えますと、1社当たり50万円を上限。期間は3年間の集中投資とすることで財政規律も保てます。また国の制度については、機械を動かすための発電機なども当然必要になってきますので、現場の実情に即した柔軟な

運用を求めます。特に発電機は、現場環境改善費の中でも率分、本体予算の中に含まれるため、購入費はもちろん、リース代さえも定額枠を超過し、業者の持ち出しとなる構造的な問題があります。そこで担当課にまた簡単な質問をしますが、災害時にも役立つ機材、スポットクーラーなどについて、これまで建設業者の保有状況を確認されたことはありますでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 率直に申し上げますと確認したことはございません。工事発注をした際には、施工計画書が業者から出ますので、その中で主要機材等の一覧がございますので、その中では確認しているところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） おそらく確認されていないというのは当然のことだと思います。1回1回その業者が持っている、保有している備蓄の品を町が管理するというのは、今はないと思っています。あと総務課のほうにもちょっと防災の観点で簡単な質問をします。町が保有する防災備蓄品の中に建設業と重複する機材等がありますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 防災関連の機材で建設業と重複する、建設業の方々がどのような機械が必要とされているかというのは把握しておりませんが、本町は、まず町長は安全安心のまちづくりを最優先に掲げておられますので、先ほど発言されました、クーラー・ヒーター、これについてはもう避難所に全て、体育館等に設置しております。またスポットクーラーのほうも整備しておりますので、それにつきましては、逆に業者さんからお借りするとなりますと、当日の輸送状況であったり、そういったところもありますので、避難所にもうすでに備え付けているというところが現状にございます。あとダンプ、ホイールローダーそれとショベルですかね、ああいったところもB&G財団の協力によりまして、町のほうで所有をしております。それにつきましては、消防団の機能班ですかね、そういうところで実際災害の時に行って、現場に行って作業もしているところでございます。これまで、その建設業者の方々の機材のやりとりですかね、融通を検討しておりませんでしたので、町で必要だということの、防災に対する機材を揃えていたというところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 今回の提案というのは、おそらく全国的にも初めてかもしれない民間の備蓄品と町の備蓄品、上手く調整しながら、お互いのメリットを生かす防災備蓄という考え方であります。まずはですね、機材のその町内保有状況とか費用負担の試算等を踏まえた上で、本当にこの支援が必要なのかどうかを客観的に評価することを、そこから提案をしたいと思います。その結果を踏まえた上で、その町としては建設業への支援が必要かって言うところの最終判断をいただけないかと思うところであります。そこで最後に町長に伺います。建設業の担い手確保に向けて、林業支援の先行事例、成功事例を建設業にも応用し、町独自の支援制度を導入、まずは検討する考えはないかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今回の椎葉議員のご質問は全国的にも初めての質問じゃないかなというふうに言われたんですけども、非常に難しい部分があるのかなというふうに、これはもう私の実感でございます。これ事前に調べられて、先ほどから国土交通省のお話もされておるので中身についてはもう私のほうから申し上げませんが、これまで公共工事に関しましては、この間接費の中で積算しながら、いわゆる工事の品格、品質確保、それから安全性の維持、それと企業の存続と適正な利益確保という観点が実はございます。この中で、よくよくちょっと一般質問と違うお答えをするかもしれませんけども、「単価が高いよね。」と「どしこや。」というふうな話は実はこの間接費が掛かってくるということで、どうしても高くなってしまっているということも、1つ今回の質問の中で、お話をさせていただきたいと思っております。今ご質問がございましたけども、今回のご提案につきましては、維持管理それから担い手の確保、大きく2つほどお話をされたところでございました。そして、1社50万円ですか、3年間で集中投資というふうな言葉でございました。要は今回この、先ほど言いましたように公共工事プラス林業事業体をちょっと比較されているというところもあるんですけど、これ林業事業体のまた制度が違いますので、それを一概に公共投資と一緒にするっていうのは、ちょっと無理があるのかなというふうに思って、これ今私がお話しているのは、椎葉議員もご理解いただけるんじゃないかなというふうに思います。それから役場に持っております機材、それから建設業が持っている機材、これらの分がどれだけあるのか、客観的な部分も見据えたところでの判断ができないかというふうなお話でございましたんですけど、調べることは可能でございますけども、それを災害に備えるために備蓄していくと、それに対して、町が補助をするという部分がございます。ただ現状としてはですね、ちょっと私も調べたんですけども、こういうスポットクーラー等につきましては、それぞれの官庁がございまして、その中での制度がありますので、そちらのほうに企業様がエントリーされて、取られるというのものもあるのかなというふうに思ったところでございました。いかんせんちょっと答弁になっておりませんが、私としては、現状ちょっとこの件につきましては、現状では前向きにあんまり考えたいとは思っていないところでございます。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） 町長のおっしゃることもよく理解しております。私も今回提案するにあたって、林業事業体と同じ制度の支援だと、ちょっとハードルが高いぞということで、ちょっと角度を変えて防災備蓄という視点からの提案を切り込んだところでした。そこでもうちょっとだけ確認をしたいと思います。先ほど言われた熱中症対策費、これが請負工事費の何パーセントに該当するのかというのを試算してみますと、例えば、1,000万円の請負工事とした時に、現場環境改善費がその1パーセントと8万8,000円ほどになります。そしてそのうち熱中症対策枠というのが、その半分ですので、4万4,000

円なんですね。だからその4万4,000円の中で熱中症対策費というのを賄っていく必要があるということで、私も最初は間接費が沢山あるから良いんだなと思っていたんですが、この経費の枠がかなり狭い。その狭い中で自己保有はやはり難しいなというのを感じたところでした。そこでちょっと担当課にお尋ねしますが、この細かい積算の例えば今回絞ると、熱中症対策枠に対する試算というのはできていますでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 積算基準が平成7年から国の工事で適用されているものでございます。熊本県のほうが8月15日以降で適用ということでございます。市町村のほうはなかなかまだ進んでいないところが県内でも現状でございます。把握しているかということですが、細かく把握しておりません。中身は6年度までは率計算だったところを、今回の改正では、熱中症対策に使う機材等の実績を積み上げて補正するということになっております。それぐらいしか今のところ把握してございません。

○5番（椎葉弘樹君） 現状はまだ今回の一般質問に対する細かな計算というのはできていないということでございます。町長はそういう計算も確認せずに、前向きな答弁はされなかったわけですので、まずはそういったところをですね、積み上げてきて、あまり前向きに考えてないという、最終的な結論をいただきたいわけなんですよね。もしやらないのであれば、そのやらないなりの理由づけをしっかりと明確にする上でも、根拠を持って答弁していただきたいと思うところなんです。あともう1点確認しますが、例えば、能登半島地震や西日本豪雨災害では、そのリース品ではなく、地元業者が持っていた自社保有の機材が動いていたということで、おそらく屋内では、町のほうの準備はできているんですが、屋外で活動する様々な生活支援については、やっぱり屋外の機材がいると考えております。その時に、建設業者の方がすでに自社保有していれば良いんですが、していなかった場合をちょっと想定しておりまして、そこについては準備は万全といえるのでしょうか、お尋ねします。総務課のほうにお尋ねします。備蓄品の町の準備はもう万全といえるのか。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

一つ、持続可能なまちづくりに向けた建設業の担い手支援について、椎葉議員の質問の途中です。発言を許します。

○総務課長（西村洋一君） 防災関係の備蓄のスポットクーラーであったり、いろんな機材に関しましては、計画的に整備をしておるところでございます。担当のほうも積極

的に取り組んでくれておりまして、議員ご存じのとおり、本町の場合は、防災の倉庫、備蓄の倉庫別々ありますし、避難所も3つの避難所で空調も整備しております。またスポットクーラーやミストにつきましても、計画的に整備しておりますので、現在のところ建設業の皆様方からお借りするという想定はしておりませんでしたので、今回議員の質問がございましたので、そういったところも含めて今後検討したいと思っております。ありがとうございます。

○5番（椎葉弘樹君） ぜひ備蓄品の行政だけで持つのか、もしくはその民間も踏まえて協力していただきながら備蓄していくのか、その辺もですね、今後の参考にさせていただければと思います。また先ほど積算の部分でですね、建設業の間接費は教えていただいたとおり、一般管理費とか現場管理費で及び共通仮設費というものに大きく3つに分かれているんですが、今回提案している部分については、共通仮設費の中の現場環境改善費、さらに潜って熱中症対策枠ということになっておりまして、本当に薄いパーセンテージ先ほど紹介した、0.5パーセント。請負工事費に対する0.5パーセントしかありませんので、その辺のですね、費用も見ながら、今後防災備蓄の考え方も含めて、ご検討いただきたいと思います。そして、最後に町長に伺いますが、建設業の独自の支援ってというのは、一応そういう備蓄品の状況とか、その積算根拠を見た上で、最終的に判断するというご答弁をいただけないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 災害のですね、今一緒くたのちょっと災害のお話をされているんですけど、災害のやっぱり種類が私は違うと思うので、例えば、台風災害とか地震とかですね、大雨とか、それからその季節によっても、その災害の形が違って、頻度もまた違ってくるというふうに思いますので、先ほど総務課長が答弁しましたけども、一応計画を持ちながら災害対応の備えをしていきたいというふうに思っておりますし、この部分につきましては、積極的に財政の支援等もございますので、しっかりと前を向きながら、町民の皆様方の安全安心をですね、向上に繋げていきたいというふうに思っております。それから最後になりますけども椎葉議員のほうからおっしゃっております中身につきましては、これまでのですね、我々が考えたこととちょっと違ったような角度で今質問をされておりますので、これ全国の事例、これ間接費等をですね、現場管理費等の補正っていうのは先ほど課長が答弁してありますので、ここら辺はよくよく勉強しながら、対応もすべきかなというふうに思っております。ただ今おっしゃっている部分につきましては、初めてのケースでございますので、現状検討と言いますが、ちょっと研究をさせていただくと、こういうことで答弁を止めさせていただければというふうに思っているところでございます。なかなかこれ難しい、課題・問題かなというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） 確かに私の今回の提案というのは、全国的にも稀な提案だと思っておりますので、ぜひ今後研究をまずしていただきながら、そして、良い方向にですね、導いていただければと思います。

結びの言葉で締めたいと思います。建設業を守ることは、町の財政と町民の命を守る防災力の強化に繋がります。山を守る林業と里を守る建設業。この車の両輪への支援が揃って、持続可能な安全安心が約束されます。建設業の2025年問題がある今こそ、そして、全国でこの問題の議論が滞っている今こそ、町が林業支援の成功事例を生かして、建設業への支援に踏み込むことは、町の先進性を示す最高の機会だと考えております。建設業の経営基盤強化を兼ね備えた防災投資、そして民間活用型の防災備蓄についてご検討いただきますことを強く求め、一般質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、持続可能なまちづくりに向けた建設業の担い手支援について、椎葉議員の質問が終わりました。

本定例会に通告された質問が全て終わりましたので、これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 承認第4号 専決処分承認について（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（金子光喜君） 日程第2、承認第4号、「専決処分承認について（和解及び損害賠償額の決定について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第4号、専決処分承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和7年10月28日に発生した和解の相手方の車両と、本町が業務委託している運転手が運転するマイクロバスによる交通事故に関し、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による、和解及び損害賠償額の決定について専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは、議案書の2ページをご覧ください。

表の左から、事故の発生日、令和7年10月28日。

発生場所、熊本県多良木警察署駐車場内。

事故の原因、町のマイクロバスが小学校行事で多良木警察署を訪れた際、駐車場を出ようと方向転換していた際、駐車場に停められていた相手方車両に接触したものでございます。なお、責任割合は10対0で、本町に全ての責任がございました。

和解の相手方のお名前の掲載は、控えさせていただきます。相手方車両は軽乗用車でございました。

損害賠償の額は、31万5,000円でございます。なお、本町加入の共済から支払われま
す。

和解事項として、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議
申し立て、請求を行わないことを誓約する。としております。

最後に、この度の事故の被害者の方に心からお詫びを申し上げますとともに、公用車
による事故が発生したことにつきまして、今後は職員のみならず、マイクロバスの登録
運転手に対しても、交通安全の意識を強くもつよう指導を行い、交通事故の防止に励む
ことをお誓いし、以上で説明を終わります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号、「専決処分承認について（和解及び損害賠償額の決定につい
て）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第4号は、承認することに決定し
ました。

-----○-----

日程第3 承認第5号 専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算 （第9号）について）

○議長（金子光喜君） 日程第3、承認第5号、「専決処分承認について（令和7年度湯
前町一般会計補正予算（第9号）について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第5号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上
げます。

先ほどご承認いただきました、承認第4号に係る交通事故により生じた相手方への賠
償金を早急に対応するために、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度湯
前町一般会計補正予算（第9号）を別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定
により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（西村洋一君） 先ほど承認第4号でご説明いたしました、町のマイクロバスによる接触事故に伴うものでございます。

事故の相手様が指定された修理工場への支払期限が、修理工場の規定により、車両の引き渡し後2週間以内と定められておりましたので、当方から議会において予算の議決後の支払いでお願いできませんかと交渉を行いましたが、特例はないと支払期限の延長は一切認めていただきませんでした。

結果、11月21日が引き渡し日となり、12月4日が支払期限と定まりましたので、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、11月25日に議会全員協議会において議員の皆様にご説明を申し上げ、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年11月27日付けで、一般会計補正予算（第9号）を専決処分させていただきました。同条第3項の規定により本臨時会において報告し承認を求めるものでございます。

4ページをご覧ください。

この度の補正は、歳入歳出、それぞれ31万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、45億1,362万5,000円とするものです。

事項別明細書の歳出13ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節21補償補填及び賠償金31万5,000円は、この度の交通事故に係る賠償金でございます。

次に、歳入です。12ページをご覧ください。

今回の補正財源として、款19諸収入項1雑入に31万5,000円を計上しました。全て共済金で支払われます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第5号、「専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第4 議案第72号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（金子光喜君） 日程第4、議案第72号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第72号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案書の2ページをご覧ください。

新旧対照表でご説明いたします。右側が変更前、左側が変更後になります。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更するものです。

別表第2ですが、第3条第10号に関する事務、これは住民の交通災害見舞金に関する事務ですが、この事務から菊池市が脱退されるため、組合規約が変更されるものです。

下線を脱退しない上天草市まで引いてありますが、法制執務上、冒頭に文言を加えることができないことになっておりますので、少々分かりにくいですが「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改めるという解釈でございます。

1ページにお戻りください。

附則として、この規約は、令和8年4月1日から施行するものです。

また、経過措置としまして、施行期日前、令和8年3月31日までに起きた交通事故に対する治療につきましては、施行日以降の期間も見舞金の対象となることを規定しています。

なお、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の変更をお願いするときは、県下の他の加入団体と同様、同文議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○5番（椎葉弘樹君） これは参考までに教えていただきたいんですが、今回の脱退に伴いまして、熊本県内では、おそらく33市町村が残りの加入数になると思います。本町については、この会は、まだ当面は継続していくという考えであるかについてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） この事務ですけれども、加入されておるところを見ますと、大きい都市がほとんど抜けられておる。町村は残っているというところがございます。

その理由につきましては、大きい自治体では、この共済はあまり複雑な事務ではありませんので、自前でやれるってところが抜けられておいて、本町のように職員数が少ないところとか、事務が煩雑というか、事務自体はあれですが、新たな事務を増やすことができませんので、そういった小規模の自治体は残っておるというところでございます。よりまして、本町の場合は引き続き、この事務に残っておきたいと考えております。なお掛け金ですが、令和7年度は14万6,000円でありますので、金額も少額でありますのでそのまま残っておきたいというところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第73号 湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第73号、「湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第73号、湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律、（令和6年法律第65号）の施行により、条ずれが生じたことにより、関係する条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案3ページの新旧対照表をご覧ください。

この条例の改正につきましては、町長が申されましたとおり、上位法の条ずれに伴う条文の改正となります。

記載のとおり、第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改めるものです。

よって条例の内容に変更は無いところでございます。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行することとなっております。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号、「湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第74号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第74号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第74号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の給与に関し、熊本県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（西村洋一君） この度の改正につきましては、県の人事委員会勧告の内容に基づいて改正するものでございます。

12ページの新旧対照表をご覧ください。

下のほう、宿日直手当でございます。これは土日、祝祭日等に2人体制で勤務している職員への手当ですが、右側、改正前4,400円を、左側、改正後4,700円に改めます。

次に、第 18 条第 1 項、但し書きにつきまして、13 ページのとおり、改正前 6,600 円を、改正後 7,050 円に改めます。また同ページ、第 18 条第 2 項につきましては、改正前 22,000 円を、改正後 23,500 円に改めます。

12 ページから 13 ページに渡り記載しております。第 18 条第 1 項但し書きの勤務については、執務時間が午前 8 時 30 分から、お昼の 12 時 30 分までと定められている日、及びこれに相当する日で、午前中の執務終了後、引き続き行われる宿直勤務について支給される手当です。また、18 条第 2 項の勤務については、庁舎に付随する居室に泊まり込み、宿日直を継続的に行う職員へ支給する月額の手当となります。

第 18 条但し書き及び、第 18 条第 2 項につきましては、現時点においては、運用はございません。ただし必要が生じた場合に対応できるように、条例で規定しているところです。先ほど説明しました、改正後 7,050 円、改正後月額 2 万 3,500 円につきましては、現在運用はしておりません。

次に、14 ページにかけて、期末手当と勤勉手当でございます。一般職は、併せて支給月数を 0.05 月分引き上げ、改正前 4.6 月分を改正後 4.65 月分に改め、定年前再任用短時間勤務職員は、改正前 2.4 月分を改正後 2.45 月分に改めることが記載されております。

15 ページをご覧ください。別表第 1、一般職の行政給料表は、国県ともに民間企業と職員給与の格差を解消するために、給与表の各号給に一定の率を乗じた給与表に水準を引き上げられております。ちなみに本町の場合、一般職高卒の初任給が、1 級第 5 号級でありますので、改正前、18 万 8,000 円を改正後 20 万 1,500 円に改めます。引き上げ幅は 1 万 3,500 円となります。

22 ページをご覧ください。令和 8 年度施行分の期末手当・勤勉手当の支給についての記載でございます。一般職は、6 月、12 月に各々、2.325 月分。合わせて、4.65 月分。定年前再任用短時間勤務職員は、6 月、12 月に各々 1.25 月分。合わせて 2.45 月分となることが記されております。

8 ページにお戻りください。附則です。第 1 条、この条例は公布の日から施行し、ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日からの施行となります。

9 ページをご覧ください。第 2 項は、第 1 条の規定を令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用される内容のものでございます。第 2 条は、改正後の給与条例で支払う場合に、改正前に支払った給与は内払い扱いとするものです。第 3 条は、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるというものです。

以上説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第75号 湯前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（金子光喜君） 日程第7、議案第75号、「湯前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第75号、湯前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年6月に公布された子ども子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行による、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 提案説明いたします。令和6年6月に公布された、子ども子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴いまして、乳児等通園事業支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

湯前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、子ども子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、子ども誰でも通園制度児童福祉法において、乳児等通園支援事業が創設され、改正法によります、改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号第34条の16号1項）において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、その条例は、内閣府政令で定めます基準に従い定め、またはそれを参酌するものとなっておりますため、令和8年度からの事業実施のために制定するものでございます。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○5番（椎葉弘樹君） これを開始するにあたって、予約利用調整システムというのが準備されると思うんですが、この準備というのは年度内に行われる予定なんですか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 予約の準備システムの導入につきまして、こちらにつきましては、8年度、4月からの新規事業の開始となります。こちらのニーズ、需要のほうを加味しまして、そのシステムの導入につきましては、検討をしてみたいと考えております。ですので、当面は紙媒体によります、入園の申し込みの手続きのほうで考えております。

○5番（椎葉弘樹君） 次に、運用形態が一般型と余裕活用型という2種類に分かれると思うんですが、本町の場合は、余裕活用型のほうでいかれる予定でしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 本町におきましては、余裕活用型のほうを導入予定としております。

○5番（椎葉弘樹君） あとその条例第22条のほうで、乳児3人につき1人以上という職員の配置基準があるようですが、本町においては、子ども園と保育所においては、保育園においては、その保育士の確保というのは十分に対応できるという認識でしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） この制度の施行が令和8年の4月からとなっております。令和8年度の4月以降の各園の利用定員というのがございまして、その利用定員の基準を満たすために、当初その職員体制というのを整えます。ですので、その余裕型としまして、必要な職員配置を設け、4月以降の導入を準備してみたいと考えております。

○1番（田山幸平君） 令和8年度から実施に向けてということなんですけども、これそもそもなんですかね。事業を開始するという意味でのものなのか、基準をまずは設けておくというような意味でされてるのか。つまりは、もう実際に運用をするニーズと言いますかそういった方々がいらっしゃるというようなところなのかちょっとお尋ねします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） まず、この法令自体が、各市町村義務化となっております。ですので、こちらにつきましては、8年度から実施をするものと計画しております。ただ、こちらの8年4月からのスタートに向けまして、まずは、本町で子ども計画というのを策定しておりますけれども、まずその準備としまして、子ども計画の策定委員の皆様、この4月以降の導入の承認を経まして、それから県へ、事業の開始となります、認可の届け出を行うというのが準備作業としてございます。その認可を届け終わった後、4月からの導入となっております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号、「湯前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第76号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第8、議案第76号、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第76号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、関係する条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、上位法の改正が3本ございます。改正する内容が関連する内容となっておりますので、一括条例にて改正いたします。

1つ目、湯前町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例。

2つ目、湯前町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

3つ目、湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例となります。

改正の理由です。児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、それに伴いまして、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣省令の設備に関する内閣府令、令和7年内閣府令第80号及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令などが改正されたため、関係する条例の一部を改正するものとなります。改

正の主な内容といたしましては、1つ目に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設となっております。

2つ目、地域限定保育士も保育士とみなすこと。

3つ目、家庭的保育事業者は、乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが利用乳児に対する利用開始の健康診断、定期健診又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められますとき、これらの健康診断の全部又は一部は行わないことができるというものとなっております。

以上で簡単ですが、説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第9 議案第77号 湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（金子光喜君） 日程第9、議案第77号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第77号、湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町過疎地域持続的発展計画を策定したいため、提案するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議案第77号、湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について、ご説明をいたします。

この計画書は、令和3年4月1日施行された、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、この法律及び熊本県が策定しました、熊本県過疎地域持続的発展方針に沿って策定するもので、第6次湯前町総合計画及び第3期湯前町総合戦略との整合も図りながら計画を策定しました。計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間でございます。

それでは2ページからの新旧対照表にて説明をいたします。

2ページから6ページにつきましては、1基本的な事項で変更している箇所を下線で示しております。主に各種統計で公表されている最新の値に変更を行い、文言の追記修正を行っております。

6ページから12ページにかけては、3産業の振興について記載しております。

6ページから（1）現況と問題点として農業、林業・木材産業、観光業について、文言の修正や追記を行っております。また、8ページ中段から10ページまで、（2）その対策の中で変更が必要な箇所について追記修正をおこないました。

11ページをお開きください。

11ページでは、4地域における情報化の推進において、（1）現況と問題点では、行政手続きのデジタル化が進んできていることから、その内容に修正を行い、また、その対策についても事業内容に沿うよう修正を行っております。

13ページをご覧ください。

5交通施設整備、交通手段の確保については、交通安全施設の更新について修正を行っております。

その下、6生活環境の整備では、（1）現況と問題点として、水道施設、生活排水処理施設、公営住宅については、最新の値に修正し、消防・防災については、消防団員の減少や南海トラフ地震の最新の値を記載しております。また、（2）その対策では、それぞれの項目において、追記修正しております。

16ページをご覧ください。

7子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の（1）現況と問題点では、合計特殊出生率の本町における値を追加し、高齢者福祉、障がい者福祉については、語句の修正を行いました。また17ページでは（2）その対策について、児童福祉、障がい者福祉それぞれに策定している計画の追加修正しております。

17ページ下段から9教育の振興では、（1）現況の問題点で、学校教育、18ページに社会体育の課題を追記修正しております。

19 ページにかけては、(2) その対策として、学校教育、⑥学校教育施設・設備の整備について。社会教育については、②読書活動の推進について語句の修正や追記を行いました。

19 ページ中段、集落の整備では(1) 現況と問題点で、空き家対策について記載しておりますが、空き家バンク登録者等の最新の値に修正し、その対策についても、現状の運用のほかに広域での対策を追記しております。

20 ページでは、地域文化の振興等について記載しており、(1) 現況と問題点では、現代マンガ・アニメをテーマとした企画展及びイベントを開催するなどに修正をしております。

(2) その対策の中では、③指定文化財の維持管理では、城泉寺(浄心寺)や九重石塔の保存修理事業を行うため、その文言を修正しました。また、漫画美術館を今後さらに広めるため、企画展やイベントを開催する旨を追加しております。

以上、簡単となりますが説明となります。本日もご決いただきましたら、直ちに計画を公表し、国の関連省庁8大臣に提出することになっています。なお、本計画と計画期間の事業計画につきましては、議案説明資料のフォルダ内に格納しておりますので後ほどご覧いただければと思っております。

以上、議案第77号、湯前町過疎地域持続的発展計画の策定についての説明を終わります。

○議長(金子光喜君) これから質疑を行います。

○1番(田山幸平君) 現状を踏まえて、今実績が出てるものなんかも投影しながら、ぜひですね、実現に向けて期待するところではあるんですけど、ちょっと1点だけお尋ねいたします。この計画を実行した上での、この達成状況の評価についてなんですけども、前回までのものを見ますと、年ごとの評価っていうところに謳ってありますが、今回のことに関してはもう全て、この5年間なら5年間が終わった上での評価っていうふうな記載があります。色々と状況等めぐるましくですね、変わっていく世の中であって、年度ごとの評価とか設けないなら、その都度の対策であるとか、より実績を見直しながらですね、より上手くですね、進んでいけるのかなと思うんですが。これについてこういうふうになんでしょうか、まとめて評価するというふうに判断された理由をお聞かせください。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) 田山議員のご指摘についてのお答えでございますけれども、特別措置法ですね、市町村計画の条文がございます。第8条の中に。その中に第8条の第5項に、市町村計画の達成状況の評価に関する事項ということで、今回5年をまとめて令和13年に評価として報告しますということで改正をしております。といいますものが、大体、過疎計画がですね、先ほど説明しましたとおり、総合計画と総合

戦略をベースに過疎計画を作っているという部分もございまして、総合計画・総合戦略につきましても、毎年評価をして数値目標を出しております。それに基づいて評価をしていますので、今回はもう5年に1回の評価で過疎計画のほうは報告をさせていただきたいということで、今回変更をさせていただいているところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第78号 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（金子光喜君） 日程第10、議案第78号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第78号、令和7年度湯前町一般会計補正予算（第10号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,659万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,022万1,000円とするものでございます。主な補正につきましては、熊本県人事委員会勧告に伴う人件費関係、突発的な修繕料、燃料費高騰に伴う光熱費等でございます。また併せまして、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは、事項別明細書の歳出13ページをご覧ください。

款1 議会費、節2 給料から節4 共済費にかけて、先ほど御可決いただきました、一般職の職員の給与に関する条例改正に伴い、議員の皆様と職員の人件費関係を増額計上いたしました。なお、款2 総務費以降の人件費関係の増額も同じ理由でございますので、

以降人件費に関する説明は省略させていただきます。また、通勤手当や住宅手当等は職員の転居によるものでございますので、同じく説明を省略させていただきたいと思いません。

節 8 旅費 72 万円は、地元選出国會議員への上京要望のための旅費を増額計上しました。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 11 役務費 9 万 4,000 円は、広告料でして、新聞広告の増加に伴い増額計上いたしました。

節 12 委託料 28 万円は、職員採用試験に関する各種委託料でして、受験者が想定より多かったことにより増額計上しました。

14 ページをお願いいたします。

節 18 負担金補助及び交付金 40 万円は、職員研修費でして、コロナ明けによる出張を伴う対面研修の増加により不足が見込まれるため増額計上しました。

目 2 文書広報費、節 10 需用費 11 万円は修繕料でして、広報用のカメラが故障したことにより計上しました。

目 5 財産管理費、節 10 需用費 30 万円は修繕料でして、マイクロバスの自動ドアがエア漏れの故障したことにより計上しました。

節 11 役務費の上段、ごみ等処理手数料 2 万 5,000 円は、年度末まで不足が見込まれることから増額計上しました。下段、自賠責保険料 8,000 円と節 26 公課費の自動車重量税 3 万 3,000 円は、消防庁から無償で車両が貸し付けられることから、登録に関する費用を計上いたしました。

節 13 使用料及び賃借料 2 万円は土地借上料でして、町道下城線の道路拡幅のために農地を借り上げておりますが、借り上げ料の算定が米の値段となっており、昨今の米価格高騰により増額となったものです。

目 6 公有林管理費、節 11 役務費 2 万円は森林災害保険料でして、森林環境譲与税を財源とした私有林の森林整備を行う場合、この保険に加入する必要があるため増額計上いたしました。

目 8 防災諸費、節 11 役務費 6 万円は防災ラック送料でして、B & G 財団から大阪万博の救護室で使用されていた防災ラックを 2 台無料で頂けることになりましたので、その送料を計上しました。

15 ページにかけて、目 11 電算情報管理費、節 12 委託料マイナス 608 万 6,000 円は、システムの保守の必要がなくなったものや、総合行政システム標準化において、当初想定していた作業が不要になったこと、また業務委託の入札残などを更正減額いたしました。

節 13 使用料及び賃借料の中で、上から 3 段目、総合行政システム利用料 80 万 7,000 円は、標準化移行のスケジュールが 1 か月遅れてしまいましたので、その 1 か月分を増

額計上しました。この標準化移行の作業ですが、各市町村とも大幅に遅れておりまして、令和8年度からの着手という市町村も多く、本町は担当者の頑張りもあり県内では4番目という速さでありました。

その下、新総合行政システム利用料マイナス132万9,000円は、先ほどの説明とは逆に移行が1か月遅れたため、1か月分が不用となりました。なお、今の説明だけ聞くと、遅れれば遅れるほど利用料が安くなるのではと思われそうですが、移行完了までに利用しているガバメントクラウド利用料の補助金が現状令和7年度までとなっており、令和8年度以降に対象となるかどうかは未定であるため、早く移行したほうがよいと判断したところでございます。その下、ガバメントクラウド利用料764万9,000円は、総合行政システムの標準化に伴い、デジタル庁が指定するクラウドサービスプロバイダーに利用料を支払うものですが、その契約がドル建てということで、昨今の大幅な円安の影響を受けたことと、標準化移行後にテスト環境をなくす予定でしたが、新システムが安定しておらず、万全を来すためには移行後もしばらくはテスト環境を残さなければならなくなり、当初想定していた使用データが増えたことにより増額となったものです。

16ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、節12委託料228万8,000円は、戸籍情報システム改修業務委託料を計上しました。民法等の一部改正により、離婚後の親権が単独親権だけではなく共同親権が認められることになったことから、システム改修が必要となったものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の上の段、地域療育支援事業負担金25万円、下の段、地域活動支援センター事業負担金マイナス20万6,000円は、負担金が確定したことにより補正を行いました。なお、事業費確定に伴い、財源となる国・県の補助金が減少しておりまして、マイナス11万3,000円を財源更正しています。

節19扶助費3万3,000円は障害者移動支援事業扶助費ですが、これまでの実績により不足が見込まれることから増額計上いたしました。

節27繰出金34万9,000円は国民健康保険特別会計繰出金でして、人件費の増加分を繰り出したものです。

目2老人福祉費、節19扶助費87万5,000円は、老人福祉施設入所措置費でして、措置が必要な人数を5人と想定していたものが8人となったため増額計上しました。

節27繰出金130万9,000円は、介護保険特別会計繰出金でして、人件費の増加分と制度改正に伴うシステム改修費等を繰り出したものです。

目4国民年金費、節12委託料25万4,000円は、上の段、年金システムと下の段、年金生活者支援給付金システムの何れもシステム改修委託料になります。なお、財源は国の委託金により全額措置されます。

目 5 後期高齢者医療費、節 18 負担金補助及び交付金 1,143 万 3,000 円は、療養給付費負担金として、令和 6 年度の療養給付費負担金の確定に伴う不足額を計上しました。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 1 旅費 2 万 7,000 円は、子ども・子育て協議会委員報酬、節 8 旅費 9,000 円は、同じく費用弁償として、会議の回数が 1 回増えたので、委員の報酬・費用弁償を増額計上しました。

17 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 10 需用費 18 万 6,000 円は光熱水費として、電気料の高騰により増額計上しました。

節 22 償還金利子及び割引料 2 万 9,000 円は自殺対策推進事業補助金返還金として、令和 6 年度の事業費が確定しましたので、県補助金を返還するため計上しました。

項 3 上水道費、目 2 上水道事業費は、一般会計から国県支出金へ財源更正として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 153 万 9,000 円を充当いたします。

18 ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費、節 18 負担金補助及び交付金 1 万円は、九州地域認定農業者サミット参加者負担金として、熊本県開催ということで参加要請がありましたので、新たに負担金を計上しました。

目 3 農業振興費、節 8 旅費 9 万 5,000 円は、包括連携先でありますフードゲート関係の事業推進のための旅費を計上しました。

項 2 林業費、目 3 林業振興費、節 8 旅費 1 万円は、予算の不足が見込まれるので増額計上しました。

19 ページをお願いいたします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 12 委託料 20 万円は、湯前駅レールウェイ指定管理料として、施設のリニューアルにより電気料等の不足が見込まれることから増額計上いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金 200 万円は球磨焼酎蔵元支援給付金として、原料となる米の価格高騰により影響を受けている球磨焼酎蔵元を、人吉球磨の市町村で同様の支援を行うものです。なお、財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

目 3 観光費、節 18 負担金補助及び交付金 160 万円は、町外からの観光客の宿泊施設となります、ゆのまえ温泉湯楽里客室の壁の修繕をするための町補助金を計上しました。

20 ページをお願いします。

款 7 土木費、項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費、節 27 繰出金 132 万 6,000 円は下水道事業会計繰出金として、人件費関係ほか工事請負費分などを繰出すものです。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費、節7 報償費7万6,000円は、消防団退職者永年勤続報奨金として、年度途中の退団者があり永年勤続報奨金の対象者であったため、増額計上しました。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、節10 需用費、上の段、燃料費1万9,000円は、ガソリン代の高騰及び、今年の夏場は雑草がよく茂り、草刈りの回数が増えたため、燃料費を増額計上しました。下の段、光熱水費124万7,000円は、電気料の高騰及び、夏場の高温によるエアコン使用の増加。また、小学校体育館へのエアコン設置により増額計上しました。

21 ページをお願いします。

節13 使用料及び賃借料6万9,000円は、下水道使用料として、当初予算時の見積もりが誤っておりましたので、不足する分を増額計上いたしました。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節10 需用費、上の段、光熱水費63万8,000円は、電気料の高騰及び、夏場の高温によるエアコン使用の増加により、増額計上しました。

下の段、修繕料23万1,000円は、校長室のエアコン修繕とプール施設の漏電調査のための器具の修繕を行うものです。

項4 社会教育費、目2 公民館費、節10 需用費26万6,000円は、漫画美術館の雨漏りを修繕するものです。

22 ページをご覧ください。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、節18 需用費37万6,000円は全国スポーツ大会等出場奨励金として、対象者数の増加により増額計上しました。

目3 給食費、21万4,000円は、電気料の高騰及び、夏場の高温によるエアコン使用の増加により、増額計上しました。

節18 負担金補助及び交付金85万円は学校給食補助金として、食材の高騰により、増額計上しました。

次ぎに、歳入の説明です。11 ページをご覧ください。歳出の説明の際に説明したものの以外の歳入について説明いたします。

款10 地方交付税、節1 普通交付税6,059万8,000円は、追加交付があったものです。

款13 国庫支出金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務費補助金353万9,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）分が追加交付されたものです。

12 ページをご覧ください。

款18 繰越金は、普通交付税の追加交付に伴い、マイナス1,848万2,000円を減額いたしました。

款 20 町債、目 3 教育債、節 2 過疎地域持続的発展特別事業債 80 万円は、学校給食無償化分として借り入れるものです。いわゆる過疎債のソフト事業分でございます。

8 ページをご覧ください。

第 2 表 地方債の補正で「変更」です。過疎地域持続的発展特別事業（教育債）の限度額を 3,270 万円に変更するものです。町債の総額は、4 億 9,100 万円となります。

23 ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○3 番（西 靖邦君） 15 ページですけども、節 13 ガバメントクラウド利用料が 764 万 9,000 円計上されてます。これは今までデジタル庁が、この利用料を負担しとったんですよね、自治体が利用料負担することになったのは、いつからなんですかね。

○総務課長（西村洋一君） これにつきましては、今度標準化システムの新しい運用により、今回から初めて負担することになるということでございます。

○3 番（西 靖邦君） 今回からってことで令和 7 年度まではデジタル庁が負担金を払ってたわけですか。昔からありますよね。これ政府のあれなんですかね。

○総務課長（西村洋一君） これは各自治体が、日本全体のデータを、この契約した会社がアメリカであったっていうことでございます。それまでは各自治体が単独で個別に契約をしておったということでございます。

○5 番（椎葉弘樹君） 今の関連でですね、当初予算では 1 億 2,800 万円が計上されていて、その補正だと思んですけど、これは 764 万 9,000 円というのは、全て為替の要因による増分なんでしょうか。それとも少し、利用料が上がったという分も含まれるんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 為替の分と、あと先ほど説明しましたように、データの移行が上手くいっておりませんで、テストと併せて、今ちょっとデータ量が増えておりまして、完全に移行ができていないところがありますので、その両方分のデータ量が増えたということで、この金額が増えたということもあります。

○5 番（椎葉弘樹君） その内訳ってというのはわかりますでしょうか。その為替で何百万。データ移行が遅れている部分の遅延の作業で幾らってというのが。概算で結構ですのでわかりますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） その内容は国から示されておりませんので、ここでは現在わからないところでございます。

○5 番（椎葉弘樹君） 多分為替の変動分も含まれるのであれば、その分の価格というのは出ているはずだと思うんですが、それは何か全自治体で、全国の自治体で案分するからわからないという理由なんでしょうか。

○**総務課長（西村洋一君）** 議員ご指摘のとおりでございます。

○**7番（味岡 恭君）** 16 ページの民生費、後期高齢者の医療費についてお尋ねいたします。説明の中では、補正分が6年度分の不足分というふうな説明がありました。再度補足説明をお願いしたいと思うんですが。

○**税務町民課長（黒木博行君）** 今議員質問の療養給付費負担金の1,100万円の部分についてですけれども、一応令和6年度分ですね、後期高齢者医療費の給付事業が完了したということで、それに伴いましてですね、不足が生じたための補正になりますけれども、ちなみに令和6年度の実績で言いますと、ちょっと金額ではないですけれども、全体の額で見ますと県内でも40番目と低いところではあるんですけれども、入院については44番目。入院外が14番目。歯科についても15番目とちょっと高い水準になっております。1日当たり日数につきましても、入院は45番目と県内で最も短い入院日数にはなってるんですけれども、入院以外が31。歯科についても16番目と。平均の前後というところになっております。1日当たりの医療費につきましては、入院については、県内で最も高い状況です。入院外につきましても6番目と、入院外につきましては、大体1日当たりの日数が平均ぐらいなのに医療費が高いので、実績として高くなっているという点もあります。歯科につきましては、1日当たりの医療費も18番目と、ちょっと平均より高いところで来ておりまして、結果として、不足が生じたということになります。以上です。

○**7番（味岡 恭君）** 患者が多かったということ。一言で言えば患者が多かったということなんでしょうか、お尋ねします。

○**税務町民課長（黒木博行君）** そうですね。今議員おっしゃられたとおり、医科、歯科ともにですね、普段から通院されてる方が多かったということになります。言ってみればですね、皆さん健康のほうに気を使われているということになるかと思います。その代替りですね、もしその中に重複受診だったり、頻回受診の方がいらっしゃるかもしれないので、そういったところに関しては、ちょっと注意して指導を行っていただかなというところで考えております。

○**7番（味岡 恭君）** 今国会では高齢者の医療費の見直しをされています。湯前ではですね、高齢者医療費の受診率というんですか、受診率はかなり低いというふうに聞いておりました。高齢者の低いということで聞いてました。今湯前でもいきいき健康体操や健康づくりなど、本町の1人当たりの診療費は、県内でもかなり低いというふうに前から聞いておりました。しかし今後、またそういうことであれば、7年度8年度で医療費もまた増えていくのでしょうかお尋ねします。

○**税務町民課長（黒木博行君）** 負担金についてですけれども、前々年の実績と令和6年度の見込み、被保険者の見込みを勘案したところで、熊本県の後期高齢者広域連合の

ほうで算定をされます。なので、ちょっと以前は低かったけれども、突発的に、この年は上がったということも考えられますので、ちょっと一概に今後も続くかどうかというのは、はっきりとはちょっとお答えができないところです。すいません。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（森山 宏君） 全体的に需用費の光熱水費について伺います。各出先っていいですか、小中学校とか給食センターと夏場のエアコン利用ですか。これでちょっと通常よりも増えとるというふうに説明を受けましたけども。大本の総務課で所管しているところのほうで需用費の増額はないんですけども、予算上もうそこも、総務課のほうは見越しとんったんでしょうか。出先とか何か、指定管理とか何かされとるところはもう、そこまでは受けの中やっでそん中で辛抱しないっていう考えなんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 聞かれると思って答弁を用意しておりました。本庁舎の分はですね、令和7年度に契約の見直しがありまして、割安プランの提供がありましたので、本庁舎分に対しては、そこにちょうどはまったというところでございます。それ以外の以下の使用料の学校のところは、そこにしてしまえば逆に利用料が高くなるので、たまたま本庁舎はそこにはまったので、安いプランのところにはまったので補正する必要がなくなった。学校とかそれ以外の施設については、それに見直すと、基本料が上がって、逆に高くなってしまう恐れがありますので、見直しをせずそのままだったというところでございます。

○3番（西 靖邦君） 14 ページから 15 ページにかけての目 11 の電算情報管理費、節 10 の委託料において 608 万 6,000 円の減となっています。これはですね、この委託料の内容が 6 つの項目あるんですけど、これ全て減額されているんですけども、この全て減額される委託の内容は全て減額されてもちょっと私腑に落ちないんですけども、何かその予算を多く見積もっていたか、そういうふうに私は感じたんですけどそれはどうですかね。

○総務課長（西村洋一君） まず一番下の総合行政システム標準化対応業務委託料。これにつきましては、一応これが一番金額が多いわけですが、これ最初想定していた作業が必要なくなった作業等がありましたので、その分が減額になりました。これにつきましては、国内でも初めての標準化システムの、行政システムの標準化の作業でありますので、委託先もどのような作業があるか正式にわかっておらなかったというところもあるかと思えます。この分が一番多かったこと。それ以外の業務委託については、入札残でございます。

○3番（西 靖邦君） 19 ページの目 2 の商工振興費、節 18 の球磨焼酎蔵元支援給付金 200 万円についてですが、これは給付はいつ頃予定されているんですか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 一応予算今日上程させていただきましたので、要項

を作りまして、そのあとすぐに蔵元さんのほうにお願いをして申請書等を作っていた
いてですね、提出いただいて、それから支出するという形になります。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第10号）につ
いて」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決さ
れました。

-----○-----

日程第11 議案第79号 令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（金子光喜君） 日程第11、議案第79号、「令和7年度湯前町国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第79号、令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予
算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ46万8,000円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,849万円とするものでござい
ます。主な補正につきましては、熊本県人事委員会勧告に伴う人件費関係でござい
ます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたし
ます。

○税務町民課長（黒木博行君） 議案第79号、令和7年度湯前町国民健康保険特別
会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定等に伴い、
一般職員給与などに、増減額合わせて34万9,000円を計上しました。

款4保健事業費、項2保健事業費、目1保健衛生普及費につきましては、会計年度
任用職員の給料改定等に伴い、合計11万9,000円を計上しました。

続きまして、歳入を説明いたします。7ページをご覧ください。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 2 特別交付金に、会計年度任用職員に係る報酬等と同額の 11 万 9,000 円を計上しました。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 4 職員給与費等繰入金では、一般職員に係る給与費等と同額の 34 万 9,000 円を計上しました。

以上、歳入歳出それぞれ 46 万 8,000 円を追加した補正予算となります。

これで説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 79 号、「令和 7 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 80 号 令和 7 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） について

○議長（金子光喜君） 日程第 12、議案第 80 号、「令和 7 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 80 号、令和 7 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 176 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 1,114 万 7,000 円とするものでございます。主な補正につきましては、熊本県人事委員会勧告に伴う人件費関係、制度改革に伴うシステム対応委託料等でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 議案第 80 号、令和 7 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出からご説明いたします。

款 1 総務費は、項 1 総務管理費及び項 3 介護認定審査会費に、人事院勧告等に伴います、一般職及び会計年度任用職員の人件費について、91 万 1,000 円を計上しました。また、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12 委託料に介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料 79 万 4,000 円を計上しました。これは、令和 7 年度税制改正によります、給与所得控除の最低保証額の引き上げに伴います、介護保険料の基準段階区分の判定の調整に必要な既存システムの改修業務となります。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金に、令和 6 年度分の第 1 号被保険者保険料還付金を 7 名分計上しました。

次に、歳入についてご説明いたします。7 ページをご覧ください。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金は、歳出で計上しておりますシステム改修補助金を 39 万 6,000 円計上しました。

款 7 繰入金は、歳出で計上しております、総務費分の事務費繰入金としまして、国庫補助金額を除いた 130 万 9,000 円を計上しました。

款 8 繰越金は、前年度繰越金を計上しました。

9 ページから 12 ページの給与費明細書については、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○5 番（椎葉弘樹君） 8 ページの介護保険制度改正に伴うシステム対応委託料なんですけど、ちょっと長いご説明でしたけど、これは国の制度、国の制度と言いますか、ルールが改定になったことに伴うシステム改修であれば、国が全額見てもよさそうなんですけど、やっぱり 50 パーセントぐらいの負担は自治体に求められるものなんでしょうか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 1 分

再開 午後 2 時 0 1 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第 12、議案第 80 号、「令和 7 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」の審議の途中です。

発言を許します。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） ただいまの椎葉議員のご質問にお答えいたします。今回の制度改正に伴いますシステム改修費、こちらが国のほうが 100 パーセント補助であるべきものではないかというご質問ですが、こちらにつきましてが、まずは今回、歳入に組みました予算額が、支出額の 2 分の 1 ということで、こちらが国から来ておりま

す補助基準額の2分の1計上となっております。こちらの根拠につきましては、要項を見ましても、明確に謳ってはいませんでした。ですがQ&Aのほうに、読み取った結果になりますけれども、国のほうで、事前にこのシステム、この制度改正に伴います、全国のシステム改修費の所要見込み額の調査が行われております。その所要見込み額の調査を踏まえまして、この補助金対象事業の範囲枠を後日お示しさせていただくこととしておりますということで回答が来ておりますので、国が全国のこの改修費にどれだけの費用を要して、どれだけの配分をするというところを、結果ですね、結果10分の10に未たらなかったということで、2分の1で補助基準ということで、国のほうから、基準額の示しがあったということになっているかと思えます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号、「令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第81号 令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金子光喜君） 日程第13、議案第81号、「令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第81号、令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,939万7,000円とするものでございます。主な補正につきましては、保険料還付金でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○税務町民課長（黒木博行君） 議案第81号、令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金につきましては、7万円を計上しました。これは、令和6年度中に被保険者の死亡や転出等により発生した過誤納金の還付について、年度内に請求の手続きが完了しなかったため、歳入還付から歳出還付へ還付方法が変更となり、当初予算にあげていた予算に不足が生じたため計上させていただくものです。

続きまして、歳入を説明いたします。7ページをご覧ください。

款4諸収入、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節1保険料還付金につきましては、歳出と同額の7万円を計上しました。

以上、歳入歳出それぞれ7万円を追加した補正予算となります。

これで説明を終わります。よろしくお願ひします

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号、「令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第82号 令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（金子光喜君） 日程第14、議案第82号、「令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第82号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、熊本県人事委員会勧告に伴う人件費関係でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第82号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、一般会計と同様に職員の給与改定に伴う人件費を補正するものです。

2ページをお願いします。

第2条、収益的支出の補正につきましては、湯前町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものです。

支出の第1款水道事業費用は、34万9,000円を追加し、補正後の合計を7,004万2,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員1名分、1年間の予算とするものです。

9ページをお願いします。

令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）見積の基礎により、ご説明いたします。

収益的支出につきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費の節1給料から節4法定福利費につきましては、給与改定に伴う増額分をそれぞれ計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第82号、「令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第83号 令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（金子光喜君） 日程第15、議案第83号、「令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第83号、令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、熊本県人事委員会勧告に伴う人件費関係等でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願います。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第83号、令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、一般会計と同様に給与改定に伴う人件費及び公共柵設置に伴う工事請負費の補正と補正第3号で計上しました、修繕料と負担金の項目を誤っておりましたので組み換えを行うものでございます。私の確認が不十分でありました。申し訳ありませんでした。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、湯前町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入の款1下水道事業収益は、132万6,000円を追加し、補正後の額を1億6,054万6,000円とするものです。

次に、支出の第1款下水道事業費用は132万6,000円を追加し、補正後の額を1億6,054万6,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員1名分、1年間の予算とするものです。

第4条、一般会計から補助金を受け入れる金額は、今回の補正により、9,371万8,000円とするものです。

9ページをお願いします。

令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）見積の基礎により、ご説明いたします。

収入は、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3一般会計補助金に、132万6,000円を計上しました。

支出は、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1污水管渠費の節1給料から節6法定福利費引当金繰入額につきましては、給与改定に伴う増額分をそれぞれ計上しました。

節15修繕料及び節26負担金は、目3総係費に組み替えるものでございます。

節17工事請負費は、公共柵1箇所の設置工事費55万円を追加計上するものです。

目4流域下水道維持管理負担金は、令和6年度の汚水量実績に伴う負担金精算追加分

として52万8,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号、「令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 委員会報告

○議長（金子光喜君） 日程第16、「委員会報告」。

各常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛、提出されています。この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第17 議員派遣について

○議長（金子光喜君） 日程第17、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

-----○-----

日程第18 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第18、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第19 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第19、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第20 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第20、「広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第21、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、「次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項」について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（金子光喜君） これで、令和7年第10回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時23分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員